

芦屋市都市計画マスタープラン見直し（素案）

平成 28 年 10 月

# 序論目次

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 1 都市計画マスターplanの目的.....  | 1 |
| 2 都市計画マスターplanの役割.....  | 2 |
| 3 都市計画マスターplanの視点.....  | 3 |
| 4 計画の構成と策定の手順 .....     | 5 |
| 5 計画対象区域及び将来人口フレーム..... | 7 |

# 現況目次

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 芦屋市の現況.....        | 8  |
| ( 1 ) 広域的な位置付け ..... | 8  |
| ( 2 ) 自然的条件 .....    | 9  |
| ( 3 ) 社会的条件 .....    | 12 |
| ( 4 ) まちづくりの沿革 ..... | 16 |

# 全体構想目次

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| <b>1 目指すべき都市像</b>         | <b>21</b> |
| (1) まちづくりの基本的な考え方         | 21        |
| (2) 将来の都市像                | 24        |
| (3) 将来の都市構造               | 27        |
| (4) 庭園都市構造                | 31        |
| <b>2 実現に向けた都市計画上の主要課題</b> | <b>33</b> |
| (1) 土地利用                  | 33        |
| (2) 都市施設                  | 33        |
| (3) 自然環境保全及び都市環境          | 34        |
| (4) 都市景観                  | 34        |
| (5) 市街地及び住宅地              | 34        |
| (6) 都市防災                  | 34        |
| (7) 福祉のまちづくり              | 34        |
| (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり   | 35        |
| <b>3 まちづくり整備方針</b>        | <b>37</b> |
| (1) 土地利用の方針               | 37        |
| (2) 都市施設整備の方針             | 41        |
| (3) 自然環境保全及び都市環境形成の方針     | 47        |
| (4) 都市景観形成の方針             | 52        |
| (5) 市街地及び住宅地整備の方針         | 56        |
| (6) 都市防災の方針               | 59        |
| (7) 福祉のまちづくり方針            | 62        |
| (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり   | 64        |

# 地域別構想目次

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| <b>1 地域区分の考え方.....</b>        | <b>6 9</b> |
| <b>2 北部地域のまちづくり方針.....</b>    | <b>7 1</b> |
| ( 1 ) 地域の現況、課題及び将来像 .....     | 7 1        |
| ( 2 ) 土地利用の方針 .....           | 7 5        |
| ( 3 ) 都市施設整備の方針.....          | 7 7        |
| ( 4 ) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 ..... | 7 7        |
| ( 5 ) 都市景観形成の方針.....          | 7 7        |
| ( 6 ) 都市防災の方針 .....           | 7 8        |
| ( 7 ) 福祉のまちづくり方針 .....        | 7 8        |
| <b>3 山手地域のまちづくり方針.....</b>    | <b>8 0</b> |
| ( 1 ) 地域の現況、課題及び将来像 .....     | 8 0        |
| ( 2 ) 土地利用の方針 .....           | 8 6        |
| ( 3 ) 都市施設整備の方針.....          | 8 8        |
| ( 4 ) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 ..... | 8 9        |
| ( 5 ) 都市景観形成の方針.....          | 9 0        |
| ( 6 ) 市街地整備の方針 .....          | 9 0        |
| ( 7 ) 都市防災の方針 .....           | 9 1        |
| ( 8 ) 福祉のまちづくり方針 .....        | 9 1        |
| <b>4 中央地域のまちづくり方針.....</b>    | <b>9 3</b> |
| ( 1 ) 地域の現況、課題及び将来像 .....     | 9 3        |
| ( 2 ) 土地利用の方針 .....           | 9 8        |
| ( 3 ) 都市施設整備の方針.....          | 1 0 1      |
| ( 4 ) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 ..... | 1 0 3      |
| ( 5 ) 都市景観形成の方針.....          | 1 0 4      |
| ( 6 ) 市街地整備の方針 .....          | 1 0 5      |

|                        |     |
|------------------------|-----|
| ( 7 ) 都市防災の方針 .....    | 105 |
| ( 8 ) 福祉のまちづくり方針 ..... | 105 |

## **5 浜地域のまちづくり方針..... 107**

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ( 1 ) 地域の現況、課題及び将来像 .....     | 107 |
| ( 2 ) 土地利用の方針 .....           | 111 |
| ( 3 ) 都市施設整備の方針.....          | 113 |
| ( 4 ) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 ..... | 113 |
| ( 5 ) 都市景観形成の方針.....          | 113 |
| ( 6 ) 都市防災の方針 .....           | 114 |
| ( 7 ) 福祉のまちづくり方針 .....        | 114 |

## **6 南芦屋浜地域のまちづくり方針..... 116**

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| ( 1 ) 地域の現況、課題及び将来像 .....     | 116 |
| ( 2 ) 土地利用の方針 .....           | 120 |
| ( 3 ) 都市施設整備の方針.....          | 122 |
| ( 4 ) 自然環境保全及び都市環境形成の方針 ..... | 123 |
| ( 5 ) 都市景観形成の方針.....          | 123 |
| ( 6 ) 市街地及び住宅地整備の方針 .....     | 123 |
| ( 7 ) 都市防災の方針 .....           | 124 |
| ( 8 ) 福祉のまちづくり方針 .....        | 124 |

## **資料 .....**

## 序論・現況





## 1 都市計画マスタープランの目的

都市計画法\*は、昭和43年6月、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保並びに適正な制限による合理的な土地利用を図ることを基本理念とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として制定されました。その後、産業構造及び社会構造の変化に伴い、また、国民生活におけるライフスタイル\*の多様化・高度化に対応するため、施行から24年を経た平成4年6月に、建築基準法の改正と併せて都市計画法の大幅な改正が行われました。

この改正された都市計画法では「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)が新たに規定され、市町村が地域固有の自然、歴史、文化、暮らし、産業等の地域特性を踏まえて、各々のまちづくりの課題に対応した独自の整備方針を、市民参画の下に、まちづくりの基本方針として策定するよう定められています。

この法改正によって、市町村ではこれまでの広域の都市計画から、より具体的できめ細かいまちづくりを行うことができるようになりました。また、その策定に市民が参画することで、地域の特性に応じた身近な都市空間の形成を市民の手で進めるまちづくりができるようになりました。

本市の都市計画マスタープランの果たす目的は、次のようになります。

都市計画マスタープランは・・・

(1) 実現すべき具体的な都市の将来像を示します

(2) 土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とします

(3) まちづくりにかかわる計画を取りまとめて調整を図ります

(4) まちづくりの実践やサポートを、市民の参画と協働を得て進めます

(5) 市民による、きめ細かなまちづくりをバックアップします



## 2 都市計画マスタープランの役割

### (1) 全体構想と地域別構想

本マスタープランは、「全体構想」と「地域別構想」の2つに大きく分けられます。

全体構想では、本市の地域特性や周辺都市を含めた広域の位置付け、現在の都市計画の状況などを踏まえた上で、本市全体の将来像を明らかにして今後のまちづくりの方向を定めます。また、市域を越えた広域的視点で本市のまちづくりの在るべき方向を示す計画であり、行政の基本の方針として、本市の都市計画の基本となる計画といえ、さらに、分野別に具体的なまちづくり方針を明らかにします。

一方、地域別構想では、本市の開発動向(浜・南芦屋浜地域)や分断要素(市街化区域\*・鉄道・道路)などを検討して5つの地域(北部・山手・中央・浜・南芦屋浜)に分け、地域の特色を生かして、より身近なまちづくりの目標や方針を定めます。市域全体での統一性や公平性が求められる全体構想に対し、地域別構想は、より地域に限定された視点に立った市民の考えが十分に生かされた計画となることが求められます。

### (2) 参画と協働によるまちづくりの推進

本マスタープランは、市全体のまちづくりの進むべき方向を示すために、都市計画について事前に情報を提供し、知識の普及と広域的計画への理解を得るためのテキストとしての役割があります。また、より良いまちづくりを目指して市民と行政が調整を図る際のベースとして、重要な役割を果たすものです。

したがって、本マスタープランの策定に当たっては、十分な市民意向の反映に努め、行政側の視点からの考え方と市民の地域に根ざした考え方方が調和した都市計画を進める必要があります。特に地域別構想については、市民と行政との協働の中で、機能面や代替案を模索しながら、さらにより良い計画へと更新していくことが大切です。

また、本マスタープランは施設整備のみの方針に偏るのではなく、公共施設を利用する市民の立場に立って考える必要があります。少子高齢社会に入り、公共施設整備の時代から、既存の公共施設を有効活用し、市民ニーズに応じて機能更新する成熟したまちづくり\*へ転換を図る時期に来ています。

本マスタープランは、そうした時代の変化を的確にとらえつつ、具体的な都市計画の決定や変更の基本の方針を市民と協働で進める指針となります。



図 地域区分



### 3 都市計画マスタープランの視点

本マスタープランの策定に当たっては、次の視点を大切にしました。

#### (1) 市民主体のまちづくり

住宅都市である本市では、まちの主役は地域で生活する市民自身です。市民が主体となってまちづくりを進めることによって、快適な居住環境と豊かな文化にあふれる個性的で魅力的なまちづくりが実現するものと考えます。

また、これから地域に根ざした都市計画では、まちづくりの主体が行政から市民へと移行しつつあり、地域の将来は市民の肩にかかることになります。そのため、市民自身も公共的視点を持ってまちづくりに取り組まなければなりません。

本マスタープランでは、まちづくりの中で行政が担うべき役割を明らかにしながら、市民主体のまちづくりの実現に向けて、市民と行政のパートナーシップ<sup>\*</sup>づくりを心掛けます。

#### (2) 環境・景観に配慮した魅力あるまちづくり

21世紀を迎えた今、まちづくりは単なる地域の問題ではなく、市域を越えた広域的な社会に影響を及ぼすものとなっています。また、人と自然環境との共生という、これまでの考えを改めた視点からのアプローチも必要となっています。そのため、市民の快適な生活と、自然環境との調和をどのように図っていくべきか、あらゆる角度から環境に配慮したまちづくりを考えます。特に、市民との協働により市域の緑を守り育てる「芦屋庭園都市宣言」の視点に立ったまちづくりを心掛けます。また、緑豊かな自然環境や歴史的建造物を生かした魅力ある都市景観の形成を推進します。

#### (3) ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>のまちづくり

ユニバーサルデザインとは子供・高齢者・障がいのある人・健常者の区別なく、すべての人が利用できるように設計された物やサービスなど全てを指します。

本市では、すべての人がまちに出て社会活動ができるような、「すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり」に心掛けます。

#### (4) 安全・安心のまちづくり

阪神・淡路大震災は、戦後、我が国における社会経済的な諸機能が集積する都市を直撃した初めての直下型地震です。阪神間における被害は、死者約6,400人、負傷者約40,000人、全壊・半壊家屋約248,000棟に及び、被害総額は約5兆8千億円に上ります。本市における被災状況は、死者444人、負傷者3,175人に上り、壊滅的な被害を受けました。

このような大規模災害の教訓や各種の知見をもとに防災・減災機能の向上を図り、防犯面からも「安全」、「安心」のまちづくりを進めます。



## (5) 長期的な視野の下に育まれる、永続性のあるまちづくり

様々なまちづくりの課題に対し、対処療法的な問題解決ではなく、問題を掘り下げ、その根幹にある要因を多角的に分析した上で、市民と行政が協働で、時間をかけてじっくりと芦屋らしい解決策を模索するような、堅実で確実なまちづくりを心掛けます。

また、性急な開発行為によるまちづくりの姿勢を見直して、グローバルな視点から本市の将来を見据え、時代に流されずに着実に優れたものを守り育んでいけるような、地球環境に優しい、再循環できる永続性のあるまちづくりを心掛けます。



芦屋サマーカーニバル



## 4 計画の構成と策定の手順

### (1) 計画の位置付け

本マスタープランは、兵庫県や阪神地域などで定められている広域的な都市計画、総合計画や国土利用計画などの本市の定める各種の計画と大きく関係していることから、これらの計画の内容との整合性を図りつつ、本市の位置付けを踏まえて計画を策定しなければなりません。

計画の基準となる資料については、平成 12 年度の国勢調査を使用し、その年度を計画基準年次とします。計画目標年次を計画基準年次から 20 年後の平成 32 年度としています。

なお、計画開始年次については、本マスタープラン策定後の平成 17 年度とし、[前回改訂から概ね 5 年が経過したこと](#)を受け、整備方針に対する進捗評価に基づき経年修正を行うとともに、上位計画となる[「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」](#)の見直し、及び[第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画](#)が策定されたことから整合を図るため、本マスタープランの見直しを行いました。

#### ■ 計画年次

|        |  |
|--------|--|
| 計画基準年次 | 平成 12 年度(2000 年)                                     |
| 計画開始年次 | 平成 17 年度(2005 年)                                     |
| 計画修正年次 | <a href="#">平成 23 年度(2011 年)</a>                     |
| 計画目標年次 | <a href="#">平成 28 年度(2016 年)</a><br>平成 32 年度(2020 年) |

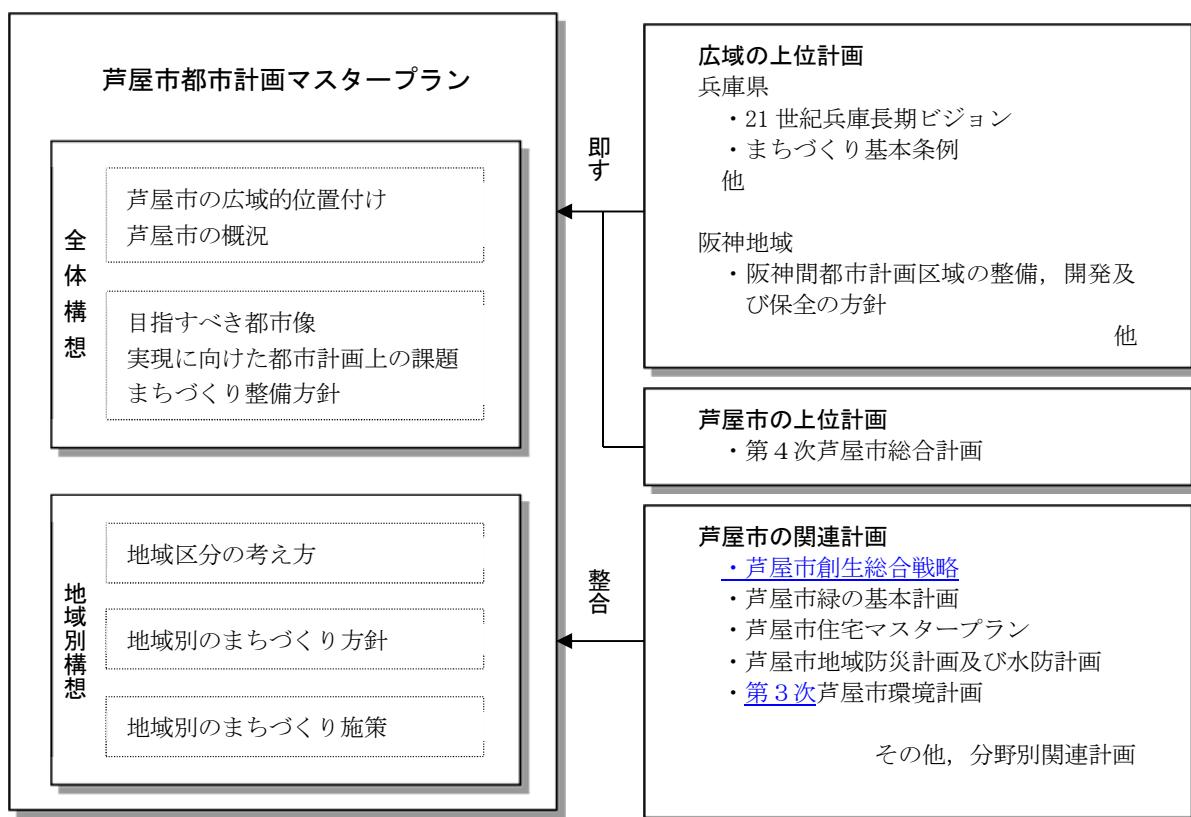


図 芦屋市都市計画マスタープランの全体構成と位置付け



## (2) 計画策定の手順

本マスタープランは、次のような手順で策定しました。

当初策定時においては、市民意見を反映しつつ、市の行政に関する部署で構成する検討委員会、公募による市民委員と市職員及び所管委員で構成する幹事会の検討内容を踏まえて策定しました。

計画の見直しに当たっては、市の関係各課において、現行計画に位置づけた整備方針の進捗状況に対する評価を行ったうえで、市民意見の集約、芦屋市都市計画審議会への諮問を経て策定しました。

なお、下図は計画策定手順の骨子です。

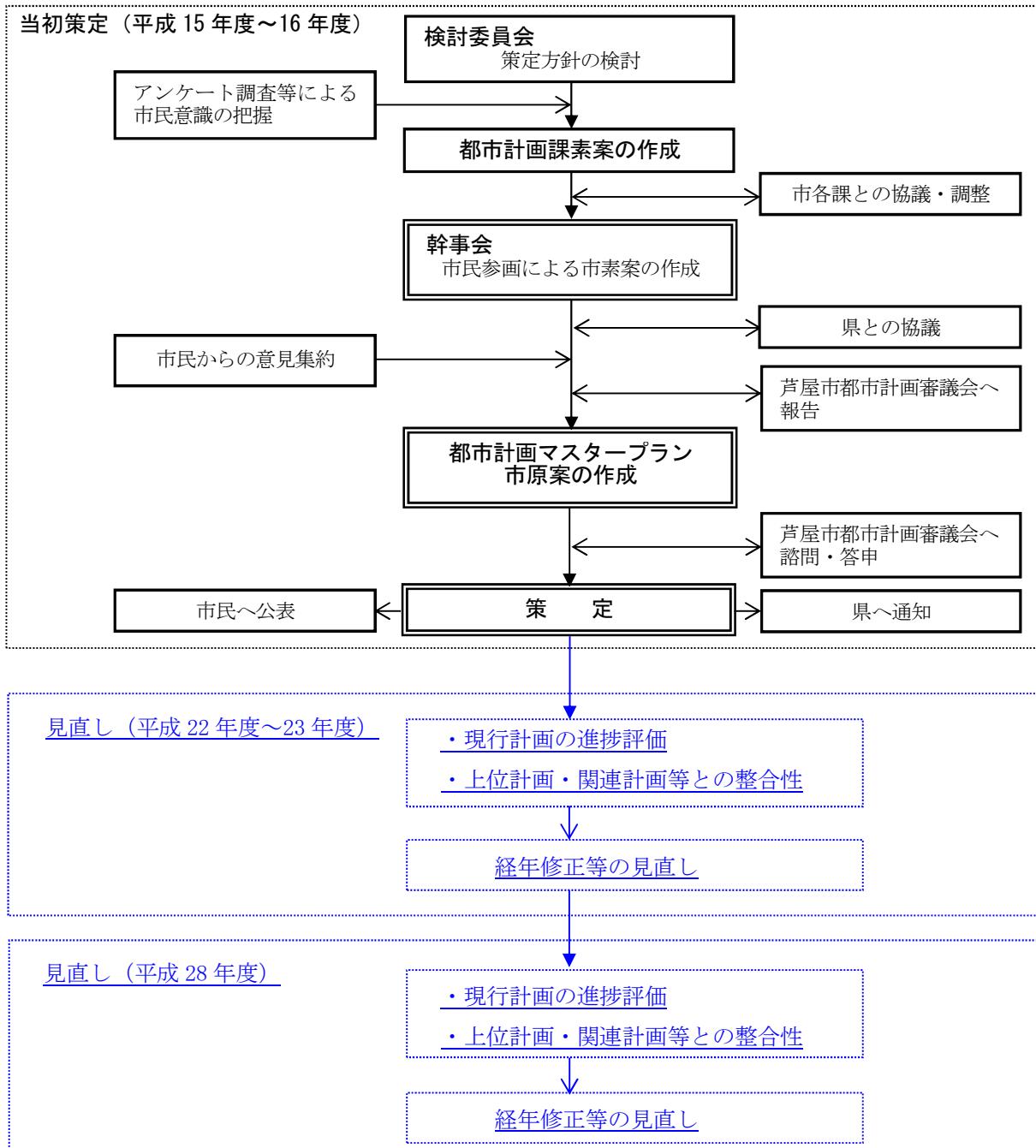


図 都市計画マスタープランの策定手順

## 5 計画対象区域及び将来人口フレーム

### (1) 計画の対象区域

本マスタープランの計画対象区域は、芦屋市全域とします。本市は全て阪神間都市計画区域※に含まれており、六甲山系に含まれる市域の北部を除く市街地部が市街化区域となっています。

### (2) 将来人口フレーム

当初策定時において、本マスタープランの基準年次から 20 年後の平成 32 年(2020 年)の人口は、住宅地整備が進められる南芦屋浜地域での人口増加や既成市街地内での集合化等の開発が見込まれ、将来的には緩やかに人口規模が増加すると推測され、平成 32 年(2020 年)の人口を 85,784 人と推計していました。

見直しに当たっては、平成 22 年(2010 年)の国勢調査を基準に推計した第 4 次芦屋市総合計画後期計画における将来人口を採用し、平成 32 年(2020 年)の人口を 95,384 人と推計します。人口は今後も微増を続けますが、平成 37 年(2025 年)をピークにその後は減少傾向に転じると予測されています。



図 計画対象区域

表 将来人口フレーム

|                        | 平成2年<br>(1990年) | 平成7年<br>(1995年) | 平成12年<br>(2000年) | 平成17年<br>(2005年) | 平成22年<br>(2010年) | 平成27年<br>(2015年) | 平成32年<br>(2020年) |
|------------------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 都市計画区域人口(人)            | 87,524          | 75,032          | 83,834           | 90,590           | <u>93,238</u>    | <u>95,440</u>    | <u>95,384</u>    |
| 都市計画区域面積(ha)           | 1,726           | 1,857           | 1,857            | 1,857            | 1,857            | 1,857            | 1,857            |
| 市街化区域面積(ha)            | 843             | 969             | 969              | 969              | 969              | 969              | 969              |
| 平成 12 年基準の<br>人口増加率(%) | 104.4           | 89.5            | 100              | 108.1            | <u>111.2</u>     | <u>113.8</u>     | <u>113.8</u>     |

※ 平成 2 年、7 年、12、17、22、27 年は国勢調査人口。その他は、芦屋市将来人口推計報告書（平成 27 年 3 月）による推計値。

※ 水道や下水道※等の長期計画は、それぞれの計画の中で将来人口フレームを検討します。



## 1 芦屋市の現況

### (1) 広域的な位置付け

本市は、大阪・神戸の二大都市に挟まれた、阪神地域の臨海部に位置しています。東は西宮市、西は神戸市に隣接し、面積約 18.57k m<sup>2</sup>の南北に細長い市域となっています。

本市の位置する阪神地域は、東西に伸びる国土幹線軸によって全国と結ばれ、高度経済成長期を通じて工業・商業などの産業が発達した地域で、高次な都市機能が形成されています。

一方、狭い臨海部の市街地への人口過密化が発生し、急速に市街地が拡大してきました。臨海部には陸・海・空の交通網が集中し、利便性が極めて高い反面、交通量の増大に伴って騒音・排気ガス・交通渋滞などによる生活環境や都市機能の低下が問題となっています。

このような中にあって、南北に細長い地形をもつ本市は、山や海、河川の豊かな自然とともに交通の利便性にも恵まれるという立地条件から古くから発展しました。その特徴として、産業の発達した地域としてではなく、良好な住宅地としてまちが形成されました。今では全国的に優良な住宅地の一つとして、また、優れた住環境を備えた「国際文化住宅都市」として、その名を知られています。

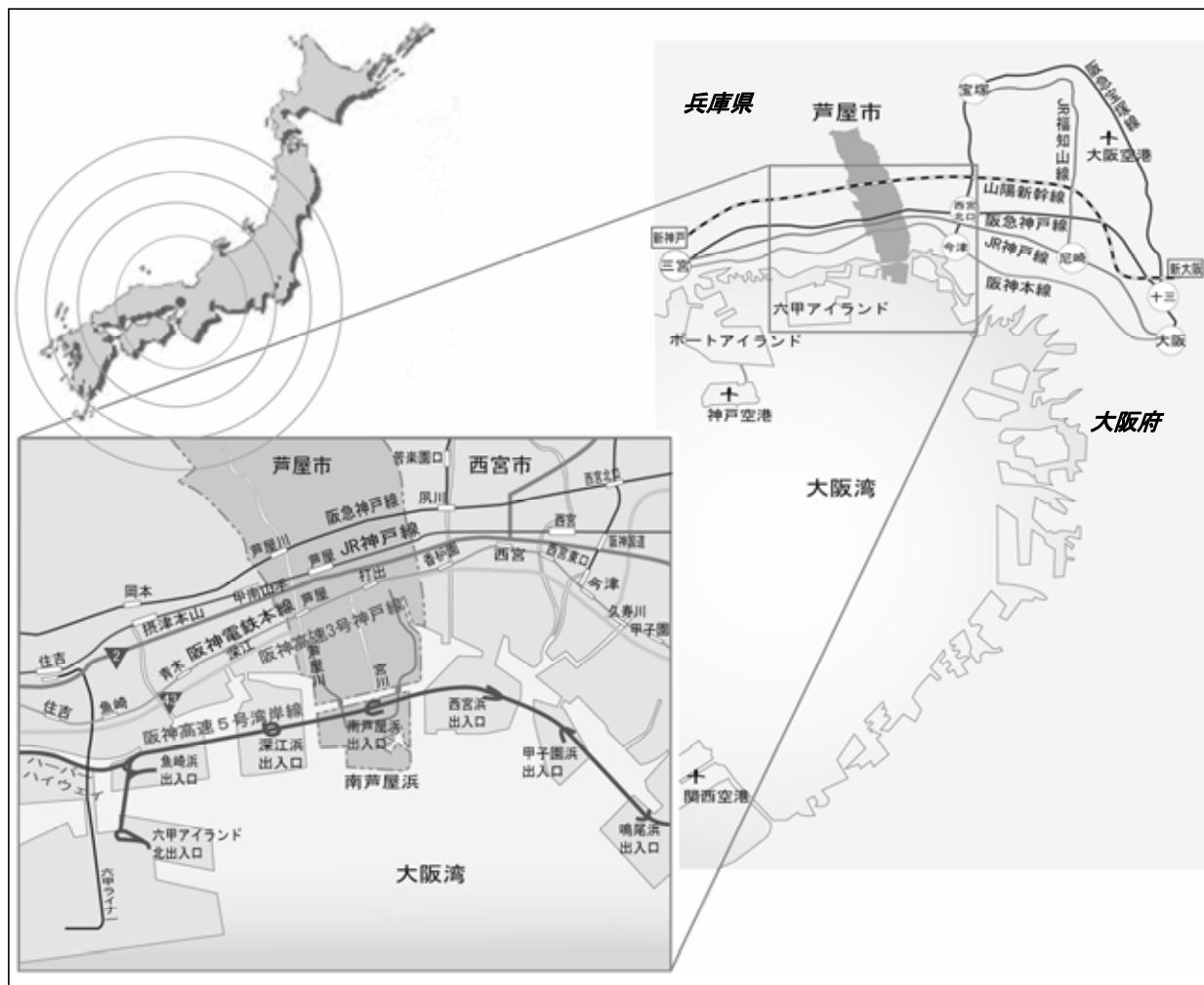


図 1-1 芦屋市の位置



## (2) 自然的条件

### 1) 地形

本市は、北部の山地部と台地や低地の平坦部からなり、六甲山を頂点として南北に細長いひな段型の地形構造となっています。

山地部にある六甲山地は、ロックガーデンなどの独特の自然景観をつくりだしており、その大半が瀬戸内海国立公園六甲地域に指定され、憩いと安らぎの場として広く親しまれています。一方、これらの山地部は傾斜が急なひな段型の地形構造となっており、緑地の保全や防災上の観点から市街化が難しく、現在も市街化調整区域となっています。

市街地は、おおむね標高100m以下の平坦部に形成されており、芦屋川と宮川が大阪湾へ注いでいます。平坦部は、六甲山地の裾野を形成している山麓地域（山手地域）と、芦屋川の扇状地等からなる平坦市街地地域（中央地域），埋立地である芦屋浜地域（浜地域）と沖地域（南芦屋浜地域）に区分されます。このようなひな段型の地形は、山地側からと海側からとの相互の眺望を良くしており、平坦な市街地からは六甲山地の緑を感じることができます。また、山麓部からは、南に広がる市街地から大阪湾まで一気に見渡すことができます。さらに、芦屋川・宮川の水系軸が南北に在り、山地からと、海からとの眺望の良さを一層強調しています。

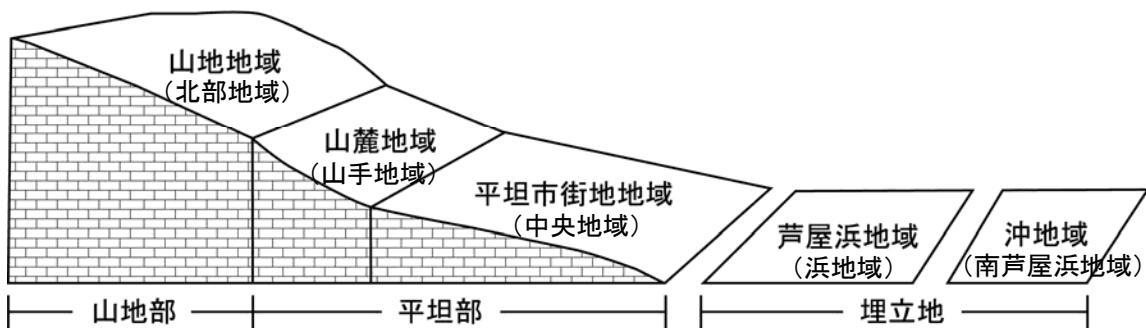


図1-2 芦屋市の地形構造



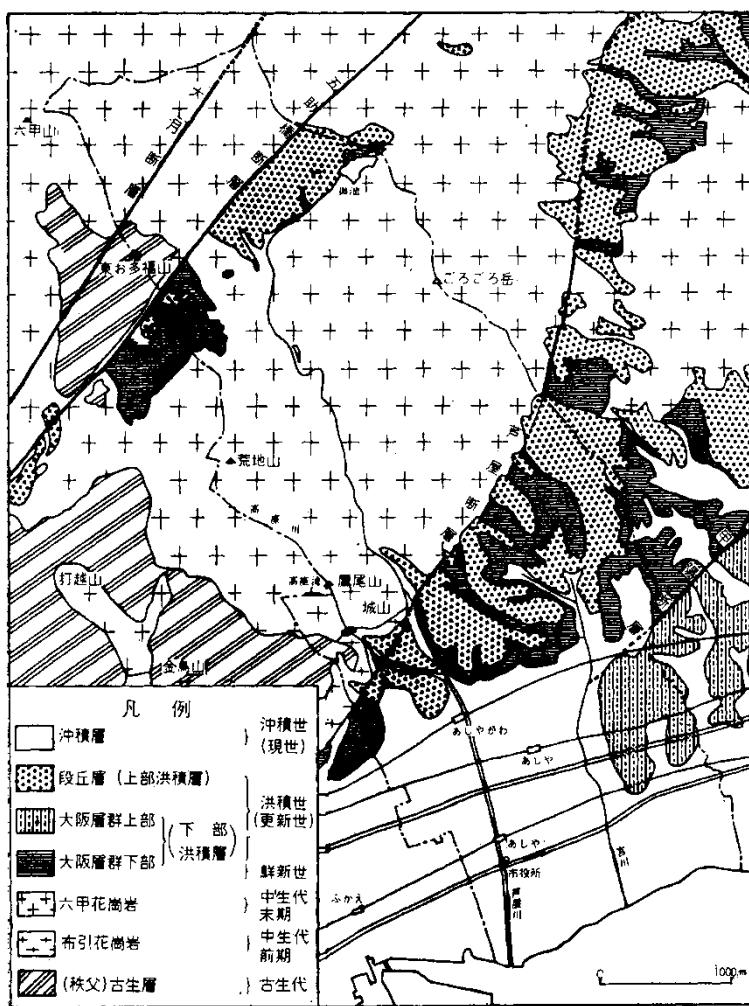
## 2) 地質

本市の地質は、背山を構成している固い岩盤と、山麓から海岸にかけての台地や低地を構成している未凝固の地層からなっています。

岩盤は古生層と花崗岩であり、六甲山地では地盤の隆起に伴って古生層が浸食され、下の花崗岩が広く露出しています。花崗岩は風化すると容易に崩れ、下流に大量の土砂となって運ばれ自然災害を引き起こす危険性を持っています。

台地部分は、かつて湖底や浅い海底に堆積した土砂が陸上に現れてできた大阪層群と呼ばれる地層や、その上に河川が堆積してできた段丘レキ層から形成されており、砂層や粘土層などが重なっています。また、現在の芦屋川や宮川などが堆積してできた比較的新しい地層が沖積層で、宮川より西では阪急線以南が、宮川より東では阪神線以南がこの地層に当たります。

なお、本市の山地部を構成する六甲山地は断層運動によって隆起した山であることから、本市域にも芦屋断層や甲陽断層などの活断層が分布しています。



出典：新修芦屋市史

図 1-3 芦屋市の地質



### 3) 気象

本市は、「瀬戸内海式気候区」に属しており、温和で穏やかな気候特性を有しています。年間を通じて降水量も比較的少なく、「快晴」、「晴れ」が約260日と年間の約70%を占める晴天日数が多い地域です。

### 4) 植生

市域の約半分を占める六甲山系の山々は、ヤブツバキクラス代償植生のモチツツジやアカマツ群集に覆われています。アカマツ林は伐採や山火事によって形成された二次的な森林ですが、やせた土地にもよく育ち、林下によく光を通すので、低木や草木が生育しやすく、砂防効果があります。アカマツ林に生えている低木群落には、春の六甲山を美しい花で彩るツツジ類も多く、コバノミツバツツジを市花に指定しています。また、芦屋川源流付近には、小さいながらもブナ群生の自然植生が見られます。

市木に指定しているクロマツはアカマツに比べて少ないものの、芦屋川沿いや海岸沿いに見られ、本市独特の風情ある景観をつくり出しています。

このほか、ごろごろ岳周辺のいもり池では、サギスグ<sup>\*</sup>が見られ、本州の最西限の自生と考えられています。



クロマツ(黒松)

*Pinus thunbergii*

北海道南部から沖縄まで広く分布し、“白砂青松”と称される日本の海岸風景の主木となっている常緑高木である。本市においても芦屋川や芦屋公園に数多く見られ、市民の憩いの場にふさわしい景観をみせている。樹形が力強く、濃緑色の葉も剛直であることから、「おまつ(雄松)」とも呼ばれる。



コバノミツバツツジ(小葉の三葉躑躅)

*Rhododendron reticulatum*

本州中部以西・四国・九州に分布し、関西では普通に見られる落葉低木で高さ1~3mに生長する。本市の背山である六甲山系にも多く、4~5月には葉に先立って枝先に紅紫色の愛らしい花を数個つける。和名はミツバツツジに似るが葉が小型であることによる。

図1-4 芦屋市の市花及び市木



## (3) 社会的条件

平成 27 年国勢調査結果が公表され次第、グラフ等の差替え予定（10月以降）

## 1) 人口及び世帯数の動向

本市の人口は、昭和 45 年から 60 年にかけてかなりの勢いで増加し、平成 2 年には増加の勢いは衰えたものの、人口 87,524 人、世帯数 32,427 世帯に達しました。これをピークに、その後人口はやや停滞傾向にありました。平成 7 年 1 月 17 日の阪神・淡路大震災の影響を受け、平成 7 年の人口は 75,032 人、29,070 世帯と大幅に減少しました。その後、まちの復旧・復興に伴い平成 12 年には 83,834 人に回復し、平成 27 年には 95,440 人となっています。平均世帯人員は、昭和 45 年には 1 世帯当たり平均 3.4 人でしたが年々減少し、平成 12 年には約 2.5 人、平成 27 年には約 2.3 人となっています。

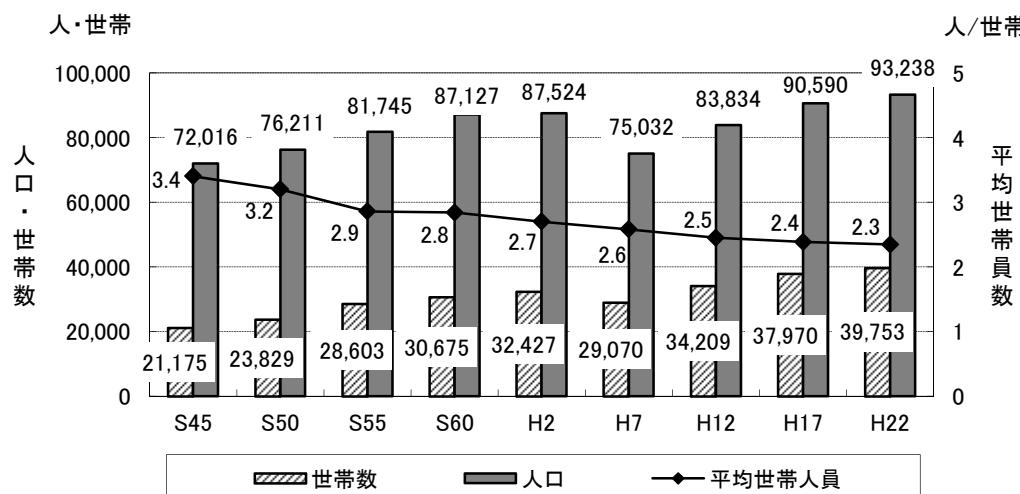


図 1-5 人口及び世帯数の推移

出典：国勢調査

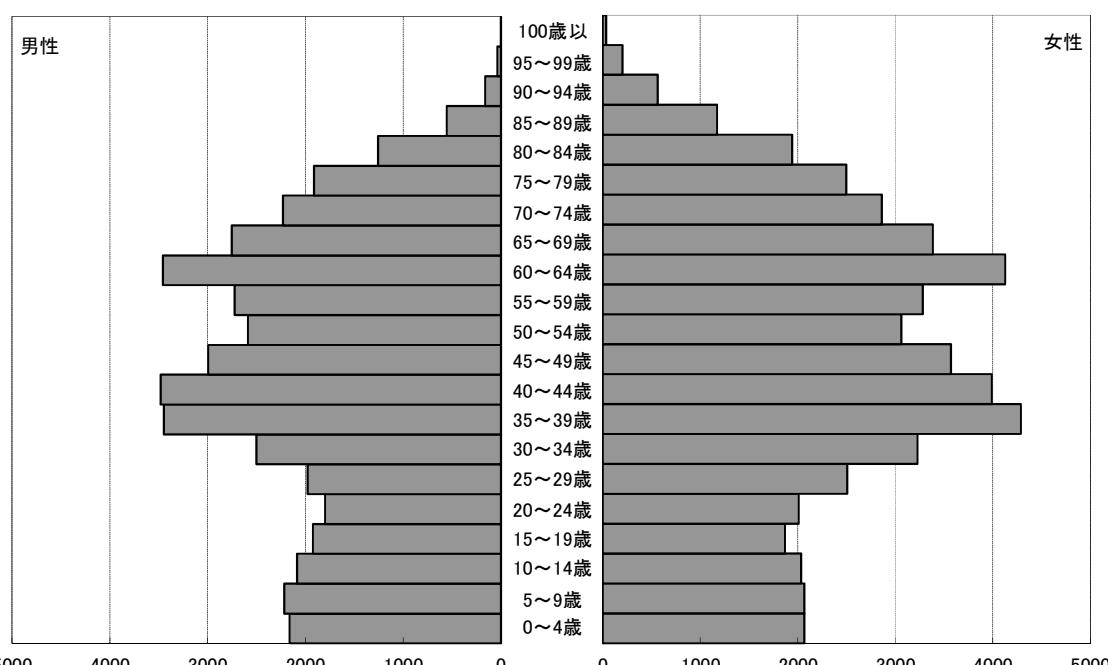


図 1-6 芦屋市の人口ピラミッド（平成 22 年）

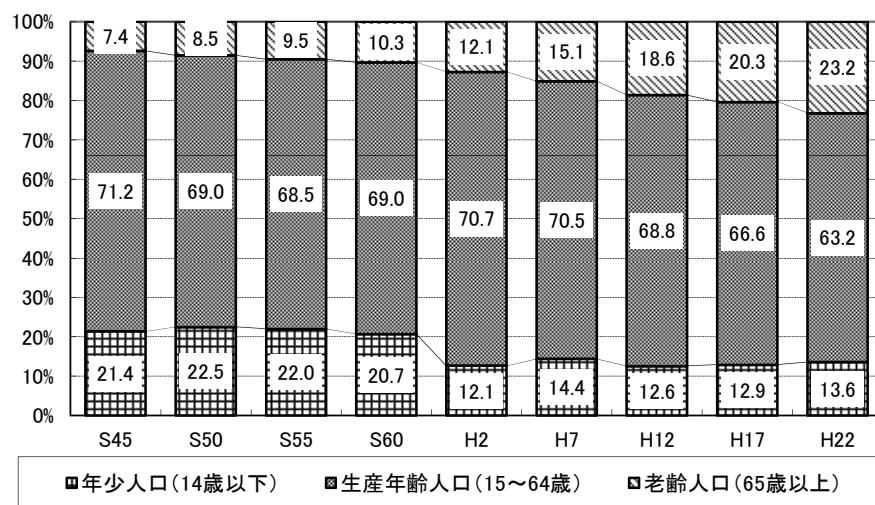
出典：国勢調査



平成 27 年国勢調査結果が公表され次第、グラフ等の差替え予定（10月以降）

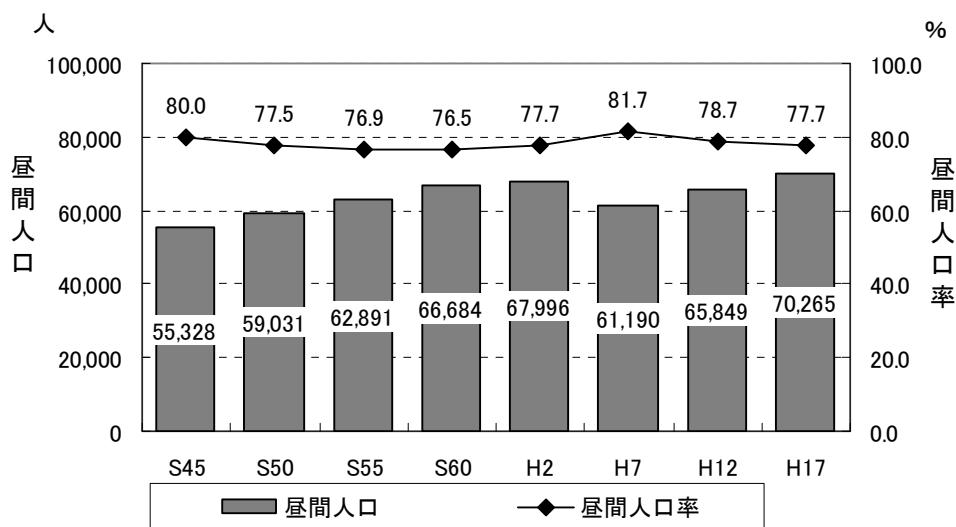
年齢階層別に見ると、昭和 45 年では年少人口（0～14 歳）15,190 人（21.4%），生産年齢人口（15～64 歳）50,531 人（71.2%），老齢人口（65 歳以上）5,217 人（7.4%）であったものが、平成 27 年では年少人口が 12,635 人（13.6%），生産年齢人口が 58,820 人（63.2%）と、全体に占める割合が減少しているのに対し、老齢人口は 21,570 人（23.2%）と増えています。今後も少子高齢化の傾向は継続し、平成 42 年には老齢人口は 30% を超えることが予想されています。

本市は住宅都市としての性格上、市域外への従業者・通学者が多く、昼間人口率は昭和 45 年以降おおむね 80.0% 前後で推移しており大きな変化はありません。



出典：国勢調査

図 1-7 年齢階層別人口の推移



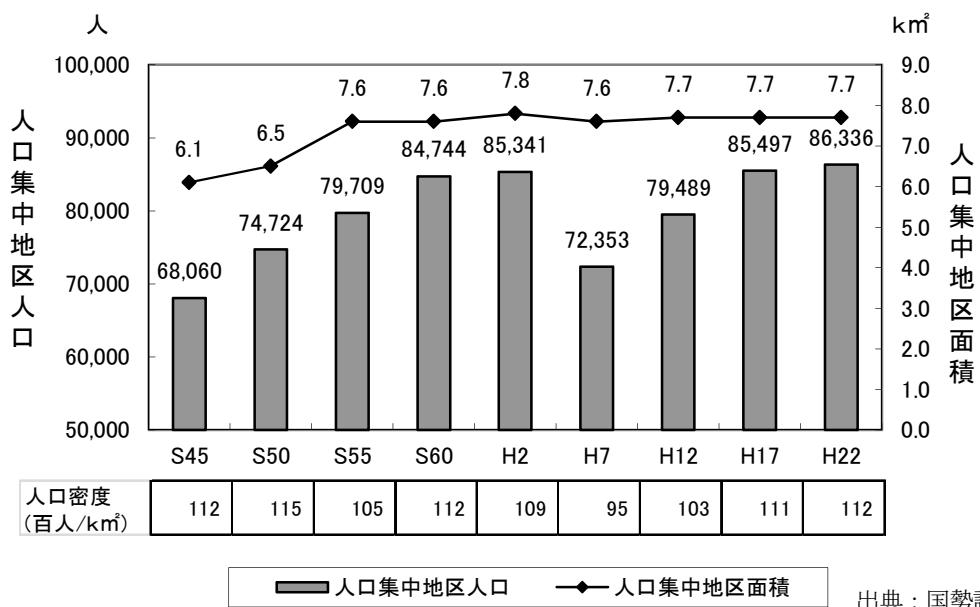
出典：国勢調査

図 1-8 昼間人口の推移



平成 27 年国勢調査結果が公表され次第、グラフ等の差替え予定（10月以降）

本市では市街化区域のほとんどが人口集中地区(DID)\*に含まれます。人口集中地区的面積は昭和 45 年から 55 年にかけて  $6.1 \text{ km}^2$  から  $7.6 \text{ km}^2$  へと増加していますが、これは芦屋浜地域の埋立てによる市街化や山麓地域の一部が人口集中地区となったためで、その後の面積は大きく変わっていません。人口集中地区人口は、昭和 45 年の 68,060 人から増加して昭和 55 年から安定し、平成 2 年では 85,341 人となっていましたが、震災後は、市街地中心部の被害が大きかったことから大きく減少し、平成 7 年では 72,353 人となっています。[まちの復旧・復興と併せて平成 12 年には 79,489 人、平成 27 年には○人と、震災前の水準に回復しています。](#)



出典：国勢調査

図 1-9 人口集中地区と人口の推移

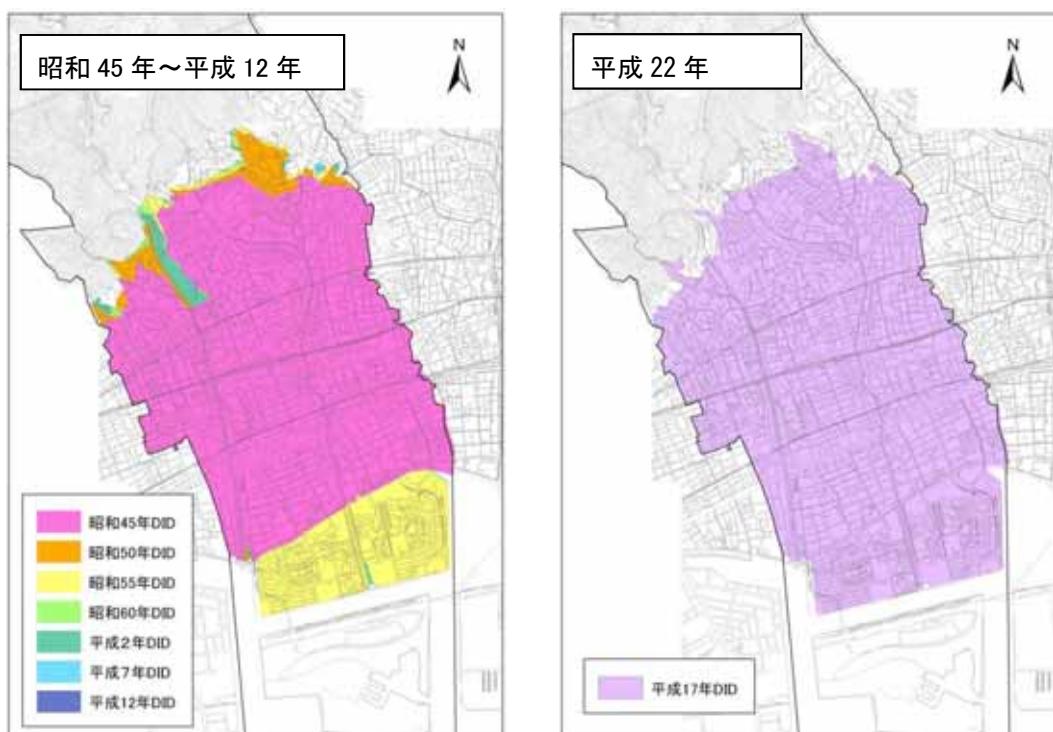


図 1-10 人口集中地区 (DID) の変遷



## 2) 社会的圏域

本市では8つの小学校区と3つの中学校区に地域が分けられていますが、小学校区単位の地区が、おおむね地域社会の圏域であると考えられます。また、本市は住宅都市としての特性から市外へ通学又は通勤する人が多く、その通学・通勤先としては、神戸市及び大阪市の二大都市や隣接する西宮市など近畿圏全域が挙げられることから、広い意味での社会的圏域は、広範囲にわたるといえます。

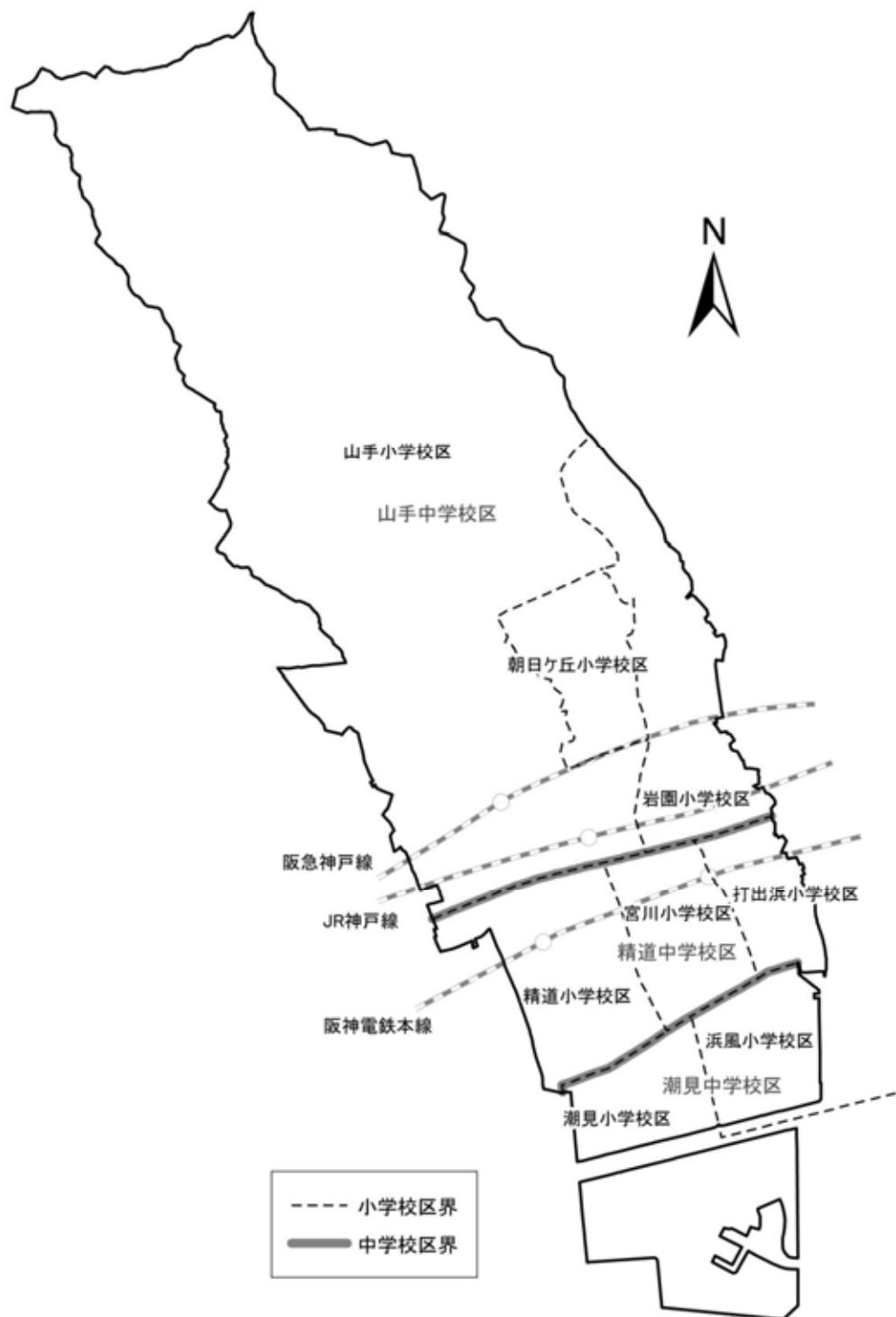
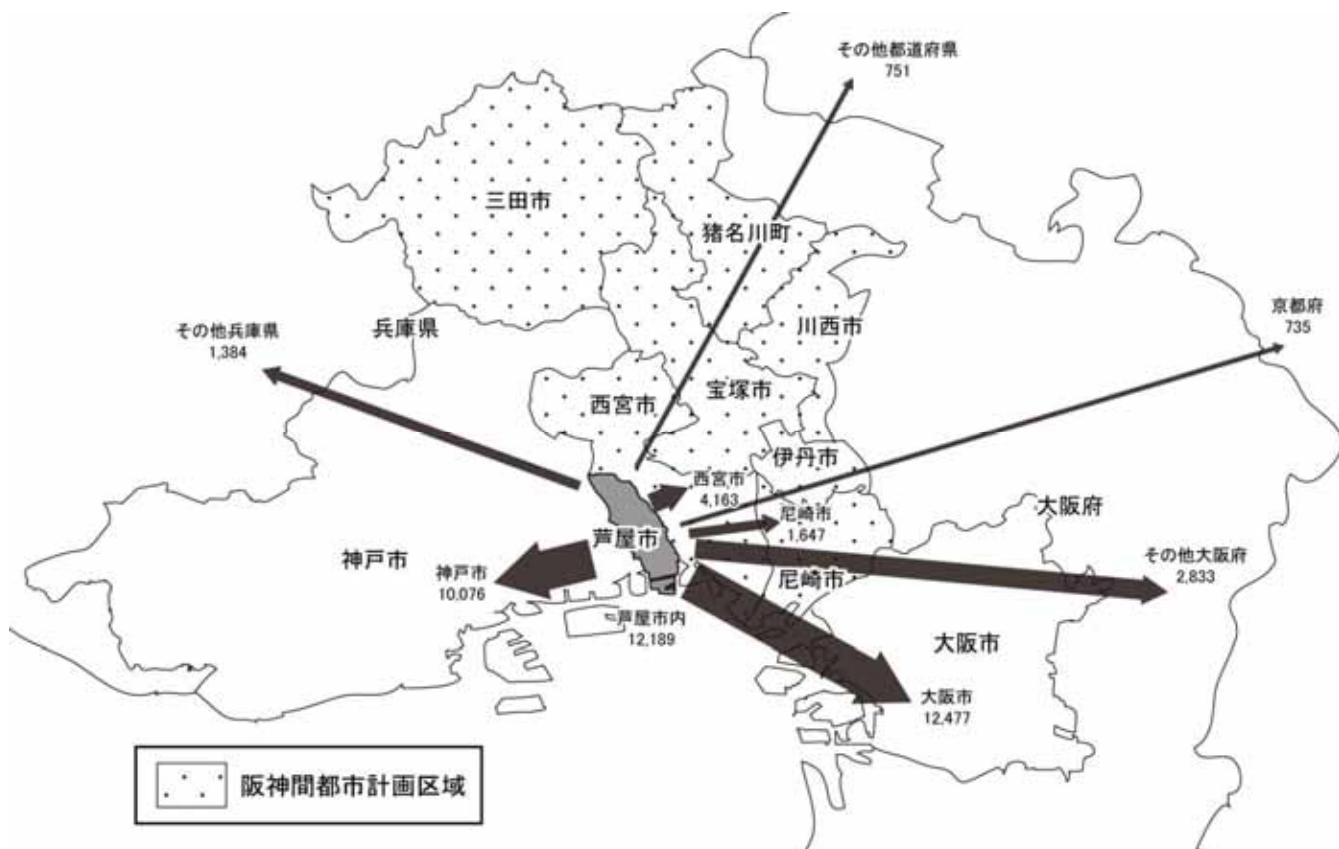


図 1-11 小学校区・中学校区界



グラフ等の差替え予定（10月以降）



出典：国勢調査

図 1-12 通学・通勤先（平成 17 年）

## (4) まちづくりの沿革

| 元号 | 年   | 事項                                       |
|----|-----|--|
| 明治 | 7年  | 大阪・神戸間に国鉄(現JR)が開通する                      |
|    | 22年 | 町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生する    |
|    | 38年 | 阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置する                   |
|    | 41年 | 阪神電鉄により家庭電気の供給が開始される                     |
| 大正 | 元年  | 神戸ガスにより都市ガスの供給が開始される                     |
|    | 2年  | 国鉄(現JR)芦屋駅を設置する                          |
|    | 9年  | 阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置する                   |
| 昭和 | 2年  | 阪神国道(国道2号)が開通する。<br>松風山荘(山手町地内)の分譲が開始される |
|    | 4年  | 阪神国道バスが開通する<br>六麓荘の開発が開始される              |
|    | 10年 | 下水道事業に着手する                               |
|    | 13年 | 阪神大水害<br>村営上水道が完成し給水を開始する                |
|    | 15年 | 精道村が芦屋市となる                               |
|    | 20年 | 阪神大空襲                                    |



|    |     |  |
|----|-----|--|
| 昭和 | 21年 | 都市計画道路・公園等を計画決定する  |
|    | 22年 | 戦災復興土地区画整理事業を開始する  |
|    | 26年 | 「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定する   |
|    | 27年 | 芦屋市営霊園に着手する  |
|    | 35年 | <u>市旗を制定する</u>   |
|    | 36年 | 芦有道路が開通する  |
|    | 37年 | 奥山の開発が開始される  |
|    | 38年 | 第2阪神国道(国道43号)が開通する   |
|    | 39年 | 芦屋市民憲章を制定する  |
|    | 45年 | 阪神高速道路神戸線が開通する   |
|    | 46年 | 芦屋市総合計画を策定する   |
|    | 48年 | 緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行する   |
|    | 50年 | 芦屋浜地域埋立地の造成が完成する(54年から入居開始)  |
|    | 54年 | 国鉄(現JR)芦屋駅北地区の再開発を開始する(平成10年完了)                                      |
|    | 61年 | 芦屋市新総合計画を策定する  |
| 平成 | 6年  | 阪神高速道路湾岸線が開通する   |
|    | 7年  | 阪神・淡路大震災   |
|    | 8年  | 芦屋市都市景観条例を施行する<br>震災復興土地区画整理事業、若宮地区震災復興住環境整備事業(13年完了)、山手幹線街路事業等に着手する |
|    | 9年  | 南芦屋浜地域埋立地の造成が完成する(10年から入居開始)   |
|    | 11年 | 緑ゆたかな美しいまちづくり条例(昭和48年施行)の全部を改正する                                     |
|    | 12年 | 芦屋市住みよいまちづくり条例を施行する  |
|    | 13年 | 第3次芦屋市総合計画を策定する  |
|    | 14年 | 芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了する  |
|    | 15年 | 芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了する  |
|    | 16年 | 「芦屋庭園都市宣言」を行う<br>芦屋市総合公園が完成する  |
|    | 17年 | 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了する<br>芦屋市都市計画マスターplanを策定する                    |
|    | 19年 | 芦屋市交通バリアフリー基本構想(阪神芦屋駅・市役所周辺地区)を策定する                                  |
|    | 20年 | 芦屋市緑の基本計画を策定する   |
|    | 21年 | 芦屋景観地区を指定する  |
|    | 22年 | <u>山手幹線が全線開通する</u><br><u>特別景観地区を指定する(芦屋川沿い)</u>                      |
|    | 23年 | <u>第4次芦屋市総合計画を策定する</u>   |
|    | 24年 | <u>芦屋市都市計画マスターplanを改訂する</u>  |
|    | 26年 | 景観行政団体に移行する  |
|    | 28年 | <u>第4次総合計画後期基本計画を策定する</u><br><u>芦屋市屋外広告物条例を施行する</u>                  |



# 全体構想









# 1 目指すべき都市像

## (1) まちづくりの基本的な考え方

### 1) 都市計画マスタープランの基本的な考え方

本市は、地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法※」の理念を基調とした「第3次芦屋市総合計画※」を策定し、市民と行政の協働の下に、個性豊かで都市的魅力にあふれたまちづくりを目指し、これまで一貫して「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を目標にまちづくりを進めてきました。第4次芦屋市総合計画では、このような流れを継承しつつ、市民一人一人が芦屋に暮らすことに誇りと愛着を持ち、まちの魅力を高めるために、目指すべきまちの姿を市民が考え、行政がその実現に向けた方策を考える方法で市民と行政の協働による計画づくりを推進しています。

近年、時代の潮流は大きく変化し、少子高齢社会の到来とユニバーサルデザインのまちづくり、地球規模の自然環境との共生、ライフスタイルの多様化など対応すべき課題は山積しています。また、震災関連事業によって生じた厳しい財政状況の下で、適切な社会資本の維持管理を検討していく必要があります。

これらを踏まえて、本マスタープランでは、震災から復興した新しい芦屋のまちづくりを広くアピールし、快適な住環境の中で多様なライフスタイルが営まれ、自然環境と人間社会、新しいものと古いものが共存しながらも調和して個性的な美を創り出すような、芦屋ブランド※の再構築を図る活力あるまちづくりを市民と協働で進めることを基本的な考え方とします。

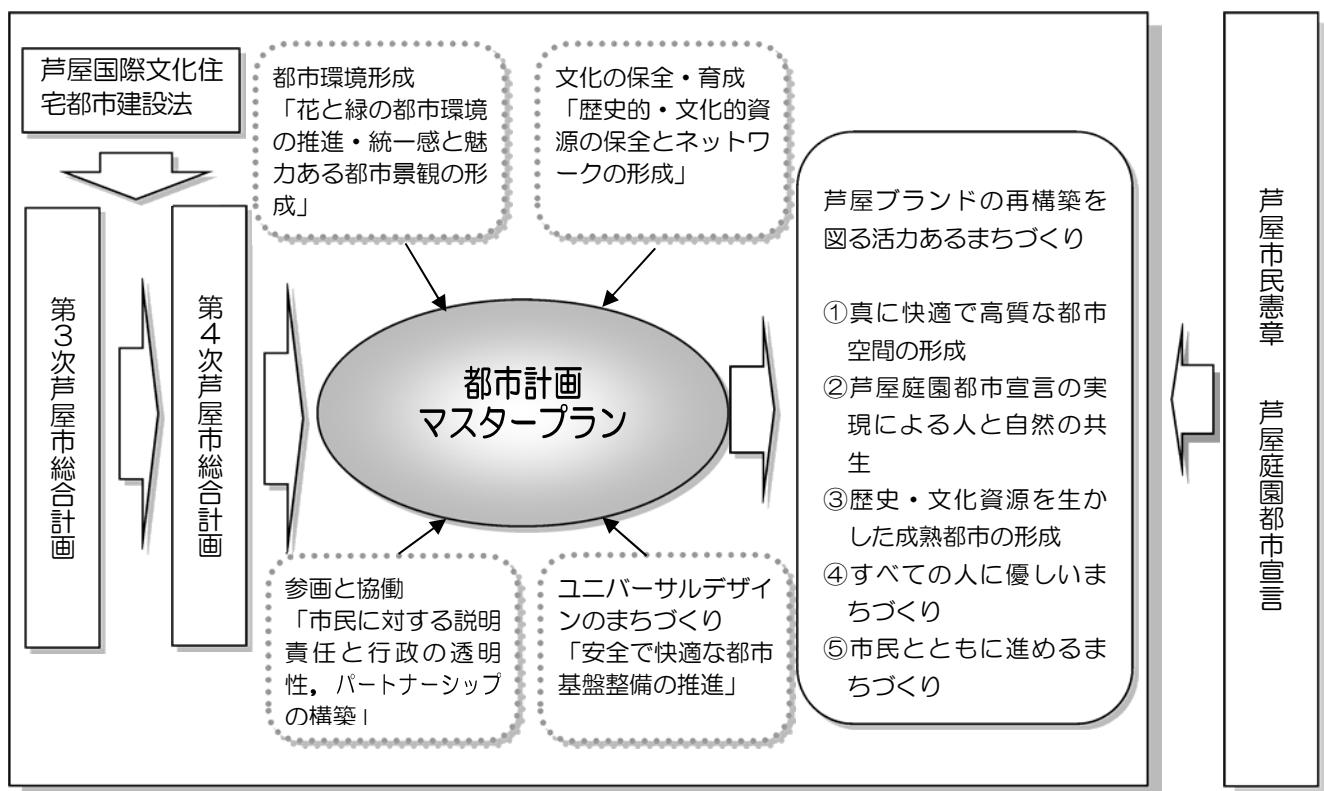


図 1-1 都市計画マスタープランの基本的な考え方



## 2) 「第4次芦屋市総合計画」のまちづくりの目標

平成23年度にスタートした「第4次芦屋市総合計画」では、芦屋の将来像を「自然とみどりの中で絆(きずな)を育み、 “新しい暮らし文化” を創造・発信するまち」と掲げています。

この将来像の「絆(きずな)」を「人ととのつながり」、「人とまちとのつながり」、「市民と行政のつながり」と捉え、4つの「芦屋のまちづくりの基本方針」へ展開し、それぞれの基本方針の下に目標体系を設定しています。

**自然とみどりの中で絆を育み、 “新しい暮らし文化” を創造・発信するまち**

### 目標体系

| まちづくりの<br>基本方針        | 目標とする10年後の芦屋の姿                                       | 施策目標   |
|-----------------------|--|--|
| 1 人と人がつながって新しい世代につなげる | 1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいく                 | 1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる<br>1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している<br>1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている |
|                       | 2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている              | 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある<br>2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている   |
|                       | 3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている                         | 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている<br>3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている   |
|                       | 4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようくましく育っている                          | 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している<br>4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている<br>4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている       |
|                       | 5 地域で安心して子育てができる                                     | 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている<br>5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている   |
| 2 人々のつながりを安全と安心につなげる  | 6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている                             | 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる<br>6-2 市民が適切な診療を受けられる   |
|                       | 7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる | 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している<br>7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている<br>7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる      |
|                       | 8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている                        | 8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている<br>8-2 犯罪が起きにくいまちになっている  |
|                       | 9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている                     | 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している<br>9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる   |



| まちづくりの基本方針                       | 目標とする10年後の芦屋の姿                                | 施策目標   |
|----------------------------------|---|--|
| 3<br>人々のまちを大切にする心や暮らし方をまちなみにつなげる | 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している                  | 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している<br>10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している                    |
|                                  | 11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らし<br>が広がっている               | 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる<br>11-2 清潔なまちづくりが進んでいる                               |
|                                  | 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている | 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている<br>12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる<br>12-3 市内を安全かつ快適に移動できる |
|                                  | 13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている                   | 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる<br>13-2 住宅都市としての機能が充実している<br>13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している  |
|                                  | 14 信頼関係の下で市政が展開している                           | 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している<br>14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている                           |
|                                  | 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている                  | 15-1 様々な資源を有効に活用している<br>15-2 歳入・歳出の構造を改善している                                     |
|                                  |   |  |
|                                  |   |  |
|                                  |   |  |
|                                  |   |  |
| 4<br>人々と行政のつなぐりをまちづくりにつなげる       |   |  |

\*) ゴシック体の文字は、都市計画マスターplanと関連する施策目標

### 3) 都市計画マスターplan見直しの視点

本マスターplanの計画目標年次は平成32年度としています。今回の見直しは、[前回の改訂から約5年](#)が経過したことを受け、整備方針の進捗を踏まえた経年修正を行うもので、目指すべき都市像については当初の設定を基本的に継続します。

また、[平成28年3月に策定された](#)「第4次芦屋市総合計画後期基本計画」では、前項で示した「まちづくりの目標」にそれぞれ対応する施策目標を設定し、[重点施策、重点取組を定めています](#)。本マスターplanの見直しにあたっては、整備方針において、[後期基本計画との整合](#)を図ります。



## (2) 将來の都市像

### 1) まちづくりの理念

まちづくりの基本的な考え方に基づくまちづくりの方向を次のように定めます。

# び　かい　ゆう 美、快、悠のまち 芦屋

本市は、緑豊かな高質な都市空間を実現し、人にも環境にも優しく、文化を育む活力ある国際文化住宅都市を目指します。

#### まちづくりの3つの方向

##### **美** – 緑豊かな自然と調和した美しく快適なまちづくり

六甲山系の山々や芦屋川や海浜など豊かな自然環境に恵まれた本市の特性を生かすとともに、市民の手による花と緑あふれるまちづくりによって、人と自然が調和した、潤いあふれる美しいまちづくりを目指します。

河川や海岸、公園・緑地、緑豊かな街路などをネットワーク※することにより、優れた防災機能を発揮する快適な生活空間を創造します。

##### **快** – 人にも環境にも優しい、住みよいまちづくり

すべての人に優しい安全で快適な都市環境を基盤とし、様々なスタイルの生活が営まれながら、それらが一体となった地域独自の個性あふれるまちづくりを目指します。

また、人の生活環境だけでなく、地球環境の保全といった広い視野に立って、省エネルギー、環境への負荷軽減、資源のリサイクル・リユースなどの環境保全対策をまちづくりに取り入れ、人と自然環境が共生できる都市の形成を目指します。

##### **悠** – 優れた市民文化が息づく、成熟したまちづくり

地域に培われてきた本市独自の歴史や文化を、市民がまちを通じて感じとり、そこから新しい文化が創出されるまちづくりを目指します。各種施設や周辺都市との連携、地域資源を生かすソフト面での取り組みを充実させるとともに、地域に根ざした文化の交流により、まちの活力向上を図ります。また、市民と行政の協働の下、ゆとりと落ち着きのなかで成熟するまちづくりを目指します。



## 2) まちづくりの施策的目標

まちづくりの方向に基づき、今後目指していくまちづくりの施策的目標を次のとおりとします。

### ① 成熟都市にふさわしい市民文化に根ざしたまちづくり

本市の顔となるJR芦屋駅前や、各地域の中心となる地区において都市基盤整備や生活関連施設の充実を図り、地域性を生かした個性ある地域拠点を創出します。

また、低層戸建住宅に配慮した適正な土地利用を推進するとともに、市を代表する良好な住宅街の街並みや、市内に点在する歴史的・文化的資源の保全と活用を図り、地域固有の魅力を向上させます。

地域拠点や主要施設、公園・緑地などを結び、市内の有機的なネットワークを形成し、市民文化の振興を図るとともに、文化を通じた人々の交流と連携を促進します。

### ② 快適で安心できる都市空間の形成

道路については、防災機能の向上と都市の回遊性を高める格子状のネットワークを形成するとともに、市内交通の円滑化や市内の各地域間のコミュニティレベルでの交流を促進するため、自転車歩行者道、歩行者優先道路※、コミュニティ道路※等の整備など、人に優しい道路空間の創造を目指します。

また、人にも環境にも優しいまちづくりのために、地球環境に配慮したまちづくりを推進します。

### ③ 自然環境の保全と芦屋庭園都市宣言の推進

豊かな緑に囲まれた優れた地域特性を生かし、これまで築き上げてきた芦屋のまちの花と緑の維持保全を図るとともに、河川等の身近な自然空間の活用や公園・緑地の確保、道路の緑化、緑豊かな景観形成と、人と自然が共生できる環境形成を目指します。

また、まちなかの緑が減少しつつあるなか、市民の協力を得て「庭園都市」づくりを進め、自然環境と調和し、美しい自然の中に快適な都市が形成されるような花と緑豊かなまちづくりを進めます。

### ④ 魅力ある高質な都市空間の形成

六甲山系や芦屋川に代表される緑豊かな自然環境と、本市の景観の特徴である歴史的資源を背景とした良好な住宅地景観を保全することにより、芦屋らしい美しい景観の形成を目指します。

市民との協働による積極的な街並みの統一により、芦屋のイメージである文化の香りや風格を感じさせる市街地景観の形成を目指すとともに、他都市の追随を許さない、質の高い成熟した空間を生かす、活力あるまちづくりを推進します。

### ⑤ すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり

市街地の歩行者空間やあらゆる建築物をはじめとしたまちの空間において、ユニバーサルデザインを促進するとともに、市民のユニバーサルデザインに対する意識向上を図ります。



#### ⑥ 市民と行政との協働による芦屋らしいまちづくり

市民本位の地域に根ざしたまちづくりを推進するため、市民団体をネットワークして団体間の交流を促進するとともに、貴重な市民の意見をまちづくりに反映させていくための体制整備を図ります。また、まちづくり支援方策の充実を図り、子供から大人まですべての人が地域のまちづくりに気軽に参加できる環境を整え、市民と行政との参画と協働によるまちづくりを進めます。



芦屋中央線（花水木通り）



### (3) 将来の都市構造

本市が目指す将来の都市構造を「都市拠点」，「都市軸」，「有機的ネットワーク」の3つの要素に分類し，それぞれの構成要素の将来方向を設定します。「都市拠点」は主要な都市機能を担う地区であり，「都市軸」は市内の主要道路等，交流を支援する交通網によって表現することができます。これらに加えて，市内各地域を有機的に結び，多様な機能を発揮する「有機的ネットワーク」を形成することにより，高質な都市空間の形成と活力の向上を図ります。

#### 1) 都市拠点

##### ① 中心核

J R 芦屋駅周辺地区は市の中心にあり，商業・業務機能が集まる地区であるとともに，阪神間及び本市の主要な広域交流の結節点でもあります。また，市街地再開発事業によって商業・業務機能の強化が進められ，都市活動の拠点となっています。当地区は本市の顔であり，高度な都市機能が集積する「中心核」として位置付けます。

##### ② 地域核

身近な商業集積が見られる阪急芦屋川駅，阪神芦屋駅，阪神打出駅の各鉄道駅周辺や岩園橋周辺地区，シーサイドセンター，南芦屋浜地域のセンター地区は，「中心核」の機能を補完し，地域における市民生活の中心となる「地域核」として位置付けます。これら「地域核」は，地域コミュニティを活性化させ，市民による地域の個性を生かしたまちづくりを支える中心的機能を果たすことから，多様な活用を検討します。

##### ③ 地域拠点

山手地域の芦屋市霊園及び仲ノ池緑地，浜地域の芦屋中央公園，南芦屋浜地域の芦屋市総合公園は，市街地の中にあるまとまった緑であり，憩いの場です。それらを「緑の拠点」として位置付けます。

山手地域の市立芦屋病院については，市の中核病院として市民の誰もが安心して利用できる「医療拠点」としての機能を果たします。

##### ④ 地域ゾーン

伊勢町の図書館，美術博物館，谷崎潤一郎記念館などの文化施設が集積する地区を「文化ゾーン」として位置付けます。「文化ゾーン」では，芦屋独自の文化的な香り漂う空間を形成しながら，本市の芸術・文化の中心的機能を果たします。

市役所，消防署，市民センターなどの公益施設や官公庁施設が集積する芦屋川左岸沿いとその周辺地区を「シビックゾーン」として位置付けます。「シビックゾーン」では，誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの都市空間づくりが進められるとともに，芦屋川と調和した風格ある都市景観を形成します。

芦屋川河口と芦屋キャナルパーク，海浜公園，南芦屋浜地域のマリーナと潮芦屋ビーチ※（人工海浜）は，都市部に近接する貴重な海洋性レクリエーションゾーンとして位置付けます。

奥池地区は，現況の地形と自然資源を最大限尊重するとともに，豊かな自然と調和した住環境を創造し，人と自然の新たな共生の在り方を提示する「自然共生ゾーン」として位置付けま



す。「自然共生ゾーン」では、人々の暮らしに自然を導入し、季節感が楽しめる豊かな住環境を創出します。

## 2) 都市軸

### ① 広域交流軸

本市を東西に横断する国道2号及び国道43号、阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線などの広域幹線道路、また、JR神戸線などの鉄道は、阪神間はもとより全国をネットワークする「広域交流軸」として位置付けます。「広域交流軸」の役割を尊重しながらも、住環境に配慮することを関係機関と協議して進めます。

### ② 中央都市軸

市街地中央部を南北に貫き、「中心核」と「文化ゾーン」を結ぶ軸となる芦屋中央線を、都市の骨格を形成する「中央都市軸」として位置付けます。

「中央都市軸」では、せせらぎ空間や街路樹の美しい景観が形成され、人々が生き生きと生活する都市空間のシンボルロード※としての整備を進めます。

### ③ 地域環状軸

東西方向の「広域交流軸」によって、地域南北の交流が妨げられがちな市街地を環状につなぐ芦屋山麓線、稻荷山線、打出浜線、芦屋浜線、芦屋川左岸線等の主要な地域幹線道路を、円滑な市内交通とコミュニティレベルの交流を担うとともに、災害時に防災機能を発揮する「地域環状軸」として位置付けます。「地域環状軸」は、緑豊かな植栽と安全で快適な歩行者空間を有し、市街地内の公園や緑地をネットワークする身近な緑空間としても機能します。

## 3) 地域をつなぐ有機的ネットワーク

### ① 都市回遊ゾーン

芦屋らしさあふれる市民生活と、人々の交流を促すまちづくりの舞台として、市民がまちそのものを楽しむことが出来るような仕掛けを持つまちづくりを目指します。

そのため、各鉄道駅周辺の地域核では、駅の持つ広域交流機能と駅周辺の商業施設が持つ商業活動とが相乗効果を奏で、市民生活に活気があふれるような「身近なにぎわいゾーン」としての機能を兼ね備えます。

特に、JR芦屋駅と阪神芦屋駅間の近隣商業が集積する地区では、既存の商業集積と新たな商業空間が面的に広がり、「中心核」や「地域核」とつながって様々な機能を発揮する「都市回遊ゾーン」を形成します。「都市回遊ゾーン」では、市内外の各地域から人が集まり、安全で快適な道路空間の中を新しい芦屋の魅力を感じながら自由に散策し、そこから新しい市民文化が生まれる発想が培われるような、活気あふれるまちづくりを進めます。

### ② 歴史回遊ゾーン

はるか昔から本市が優れた居住条件を持っていてことを示す様々な遺跡や文化財、また、その恵まれた住環境の中で育まれた文化の名残をたどることにより、時代を経ても変わらない芦屋独自のアイデンティティ※を市民自身が感じとることができるように仕掛けづくりを、市民



と協働で行います。

阪急芦屋川駅周辺から阪急電鉄以北の山手地域、阿保親王塚、阪神打出駅周辺、六麓荘町周辺など、歴史的環境要素が残されている地区を結んで、「歴史回遊ゾーン」を形成します。

「歴史回遊ゾーン」では、史跡や遺跡、[歴史的建造物](#)などを巡り、歴史を感じさせる街並みの中を自由に散策することによって、市民が古き良き芦屋の姿をしのび、今後も守っていくべき芦屋の良さを再認識できるような情緒あふれるまちづくりを進めます。

### ③ 海浜回遊ゾーン

芦屋浜と南芦屋浜間の海面とこれに面する地区を、地域間の交流を促す「海浜回遊ゾーン」とします。「海浜回遊ゾーン」は、橋梁と海岸沿いの緑地などにより、分断された両地域間に連続性のある新しい都市景観を生み出します。また、芦屋の自然海浜を感じさせながらも、海洋レクリエーション機能の活性化や周辺住宅地と調和した都市景観を形成することにより、新しい芦屋の海浜空間の魅力を市民に提供します。

このゾーンは阪神臨海部の公園や海洋レクリエーション地を結ぶネットワークである「阪神なぎさ回廊」の一つの拠点となります。また、南芦屋浜地域のマリーナや潮芦屋ビーチ(人工海浜)、芦屋川河口などと連携して「大阪湾ベイエリア開発整備」の一翼を担います。



上空（海側）から見た芦屋市



## 将来都市構造図

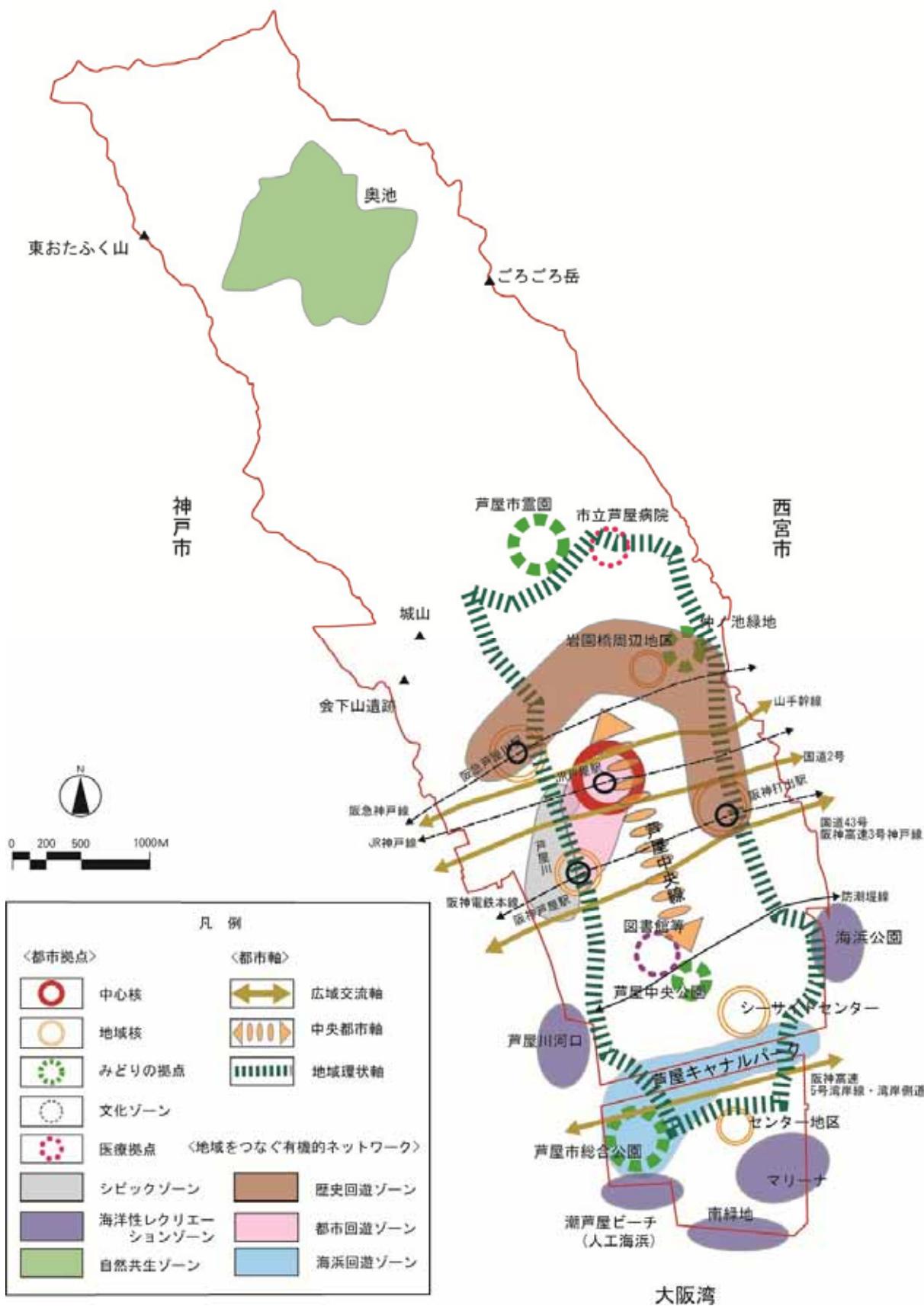


図 1-3 将来都市構造



## (4) 庭園都市構造

「芦屋庭園都市宣言」に基づき、花と緑いっぱいの「快適な生活環境と魅力ある都市景観」の創出による「庭園都市」の実現を目指します。そのため、地域特性に応じた自然環境の保全・活用を進め、3つの「ゾーン」と各ゾーンを連携する「水と緑のネットワーク※」の形成を図ります。

なお、計画的な公園・緑地の整備や、山麓部の緑の保全については、「緑の基本計画※」等に基づき具体的な取り組みを検討します。

### 1) やまの緑ゾーン

北部地域の六甲山系の山並は、自然の生態系が育まれる豊かな環境の中で、人々が身近に自然を感じることができる「やまの緑ゾーン」として位置付けます。「やまの緑ゾーン」では、動植物の生態を守れるような自然環境を再整備します。また、子供たちが自然との触れ合いを身近に感じられるように、自然遊歩道や広場の維持管理を適切に行います。

### 2) まちの緑ゾーン(ガーデン・シティ)

山手地域から浜地域までの市街地は、市民の潤いある豊かな生活の舞台として、花と緑あふれる市街地形成を目指す「まちの緑ゾーン(ガーデン・シティ)」として位置付けます。「まちの緑ゾーン」では、市街地の整備や建築物の建設に当たって、区内や道路の緑化、屋上・壁面緑化等を積極的に進めることにより、まちの緑被率※や景観の向上を図ります。また、近景の緑や六甲山系の尾根など、既存の自然景観の眺望の確保に努めるとともに、美しく風格ある都市景観を体験できる道路等の整備を検討します。

### 3) 海と緑のゾーン(マリーナ・パーク)

潮芦屋ビーチ(人工海浜)、マリーナ、芦屋キャナルパークを有する浜地域南部から南芦屋浜地域を、水と緑に囲まれた潤いある活動空間を形成する「海と緑のゾーン(マリーナ・パーク)」として位置付けます。「海と緑のゾーン」では、マリーナを中心とした海洋スポーツやレジャーのための施設や海浜景観と調和したゆとりある住宅地の整備を進めます。また、「水と緑のネットワーク」の創出起点として、誰もが安心して海に親しみ、自然との触れ合いを楽しめる魅力的な海浜空間の形成を図ります。

### 4) 水と緑のネットワーク

芦屋川及び宮川は、南北の緑地を結んで市街地に潤いを与える、本市の景観や緑の主軸となる「水と緑のネットワーク」として位置付けます。これらの河川を軸として、さらに、街路樹等により緑を結ぶきめ細かなネットワークを形成することで、都市全体を水と緑のネットで覆い尽すようにして、人と自然が身近に触れ合う快適環境を創造します。また、都市の中で自然の生態系が育まれる豊かな環境づくりを進めます。



## 庭園都市構造図

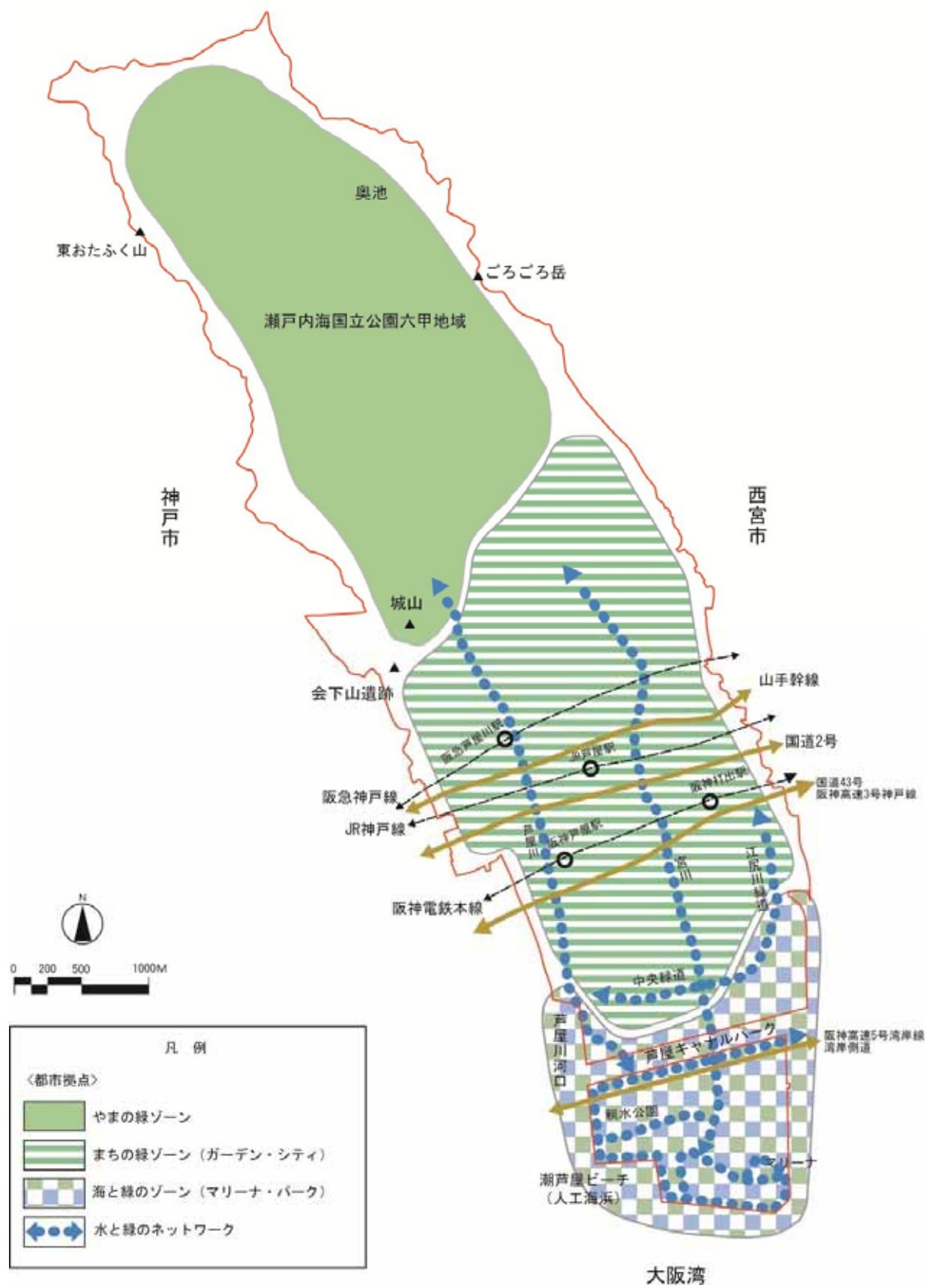


図 1-4 庭園都市構造



## 2 実現に向けた都市計画上の主要課題

本市の目指す都市像の実現に向けて、本市の広域的位置付け及び現況の把握により明らかとなった本市の都市計画上の課題を、「土地利用」、「都市施設※」、「自然環境保全及び都市環境」、「都市景観」、「市街地及び住宅地」、「都市防災」、「福祉のまちづくり」、「市民と行政による参画と協働のまちづくり」の8つの視点から整理すると、次のようになります。

### (1) 土地利用

国道43号は、広域交流軸としての機能を保持しながらも居住空間としての沿道利用を保全するという観点に立って、沿道緑地の整備推進などを基軸とした環境保全に重点をおいた適正な土地利用の検討が必要となっています。

JR芦屋駅周辺は、本市の顔にふさわしい都市拠点として、地元地域と連携した更なる活性化を図る必要があります。

公益施設や地域に根ざした商業集積地が点在した地区においては、地域に密着して、より高度な都市機能を発揮する拠点を市民が主体となって形成する必要があります。

JR芦屋駅南地区では、北地区と比べて十分な都市機能が集積されていません。高い利便性を持つ地区であり、市街地の再整備や土地の有効利用を推進する必要があります。

各鉄道駅周辺や主要な幹線道路の沿道で、住居系の土地利用がなされている地区では、低層戸建住宅と中層住宅、商業系用途などの無秩序な混在により住環境が変化しつつあります。そのため、住居系の土地利用に配慮しつつ、地域性に応じた有効利用を図る必要があります。

本市では、バブル経済の崩壊以降、民間事業者等によるマンション建設が進められてきたことから低層戸建住宅に住む市民との間で、景観や住環境などに関する問題が頻繁に起こってきました。これに対して、本市の特徴である低層戸建住宅地区を保全する手立てが必要となっています。

### (2) 都市施設

主要な都市機能を果たしている市役所や市民センター、保健福祉センター、学校・幼稚園・集会所等の公共施設の有効利用を図るとともに、ネットワーク化によって相互の補完機能を充実させる必要があります。

本市の東西方向軸としては、国道2号及び国道43号をはじめとする広域幹線道路のほか、山手幹線が平成22年10月に全線開通するなど、交通処理能力の強化が図られています。阪神間山麓部の住宅地から発生集中する日常生活に関連する交通や、業務活動に関連した交通量を円滑に処理できずに区画道路や細街路に通過交通が流入している実態について、今後の動向を勘案しつつ、引き続き東西軸の強化が必要です。

南北方向の軸は、主要な広域幹線道路によって分断され、円滑な市内交通が妨げられています。よって、南北軸を強化して地域間の交流を促し、市全体の活性化を図る必要があります。

上下水道をはじめとするライフライン※については、耐震技術を生かした機能更新が必要です。

既成の道路、公園・緑地の維持管理については、今後も市民との協働を図りながら適切に進める必要があります。また、計画的な公園配置を検討し、市街地に公園や緑地のネットワークを形成する必要があります。



さらにこれまでの高度経済成長期の急激な人口増加に対応して整備してきた多くの公共施設やインフラ施設は、今後、建替えや大規模改修が必要となってきます。また、人口減少とともに年齢構成、社会情勢の変化に伴い、公共施設等のあり方について検討する必要があります。

### (3) 自然環境保全及び都市環境

北部地域は、瀬戸内海国立公園に属する六甲山系を有しており、その自然環境を恒久的に保全する必要があります。また、山裾では、住宅地の拡大を規制し、貴重な植生や野生生物の生息域を保全することによって、人と自然環境の共存を図る必要があります。

市域を流れる河川は、市街地の貴重な自然環境であるため、良好な景観を保全し、親水空間を形成するとともに、様々な生物の生息域としての環境保全に配慮する必要があります。

道路交通等による騒音及び振動や地球温暖化<sup>\*</sup>による生態系への影響など、都市生活に伴う様々な環境問題への対策が必要です。まちの緑化や環境への負荷が小さい循環型社会の構築など、自然に優しい都市環境の形成を進める必要があります。

### (4) 都市景観

緑豊かな美しい住宅地の景観を保全・形成するために、建築物の用途やデザイン等に関する規制・誘導方策を検討し、地域特性を反映した地区ごとのルールづくりを行うことや、市民との協働により、民有地や公共スペースの緑化を一層推進していく必要があります。

さらに、「国際文化住宅都市」にふさわしい、魅力的な都市景観の創造を目指して、景観法や都市景観条例、屋外広告物条例等に基づき、積極的な景観行政を進める必要があります。

### (5) 市街地及び住宅地

J R 芦屋駅南地区では、本市の玄関口としてふさわしい、住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進するとともに、本市の「中心核」として計画的なまちの再整備を図る必要があります。

南芦屋浜地域では、都市基盤整備を進め、新しいライフスタイルを実現する落ち着いた低層戸建住宅を主体とした住宅地の形成を図る必要があります。

既成市街地での民間開発については、条例等に基づいた建築物等の規制・誘導等により、ゆとりある良好な住宅地を形成する必要があります。

### (6) 都市防災

阪神・淡路大震災や近年発生している大規模災害の教訓から、市街地内のオープンスペース<sup>\*\*</sup>や各地域内の防災活動拠点の確保、市街地の防災対策、緊急避難ルートの機能強化、救援物資搬送ルートの確保、ライフラインの構造強化が必要です。また、地域の小学校や地区集会所などの防災拠点相互のネットワーク形成による、都市全体としての防災・減災力の向上を図る必要があります。

### (7) 福祉のまちづくり

少子高齢社会においては、すべての人に優しい快適な都市環境の実現を図るため、各施設へのアクセスの改善、道路や公園等の都市施設や交通施設等、多くの人が集まる主要駅、公共施設や商業施設等のユニバーサルデザイン化を図る必要があります。



## (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり

少子高齢社会や都市環境などの課題を視野に入れつつ、市民本位の成熟した都市型社会に対応したまちづくりを市民参画の下に進めていく必要があります。

アドプト制度など多様な市民参画や自立と連携による手法を採用しながら、市民と行政による参画と協働のまちづくりを推進していくことが必要です。



上空（山側）から見た芦屋市



## 都市計画上の主要課題図

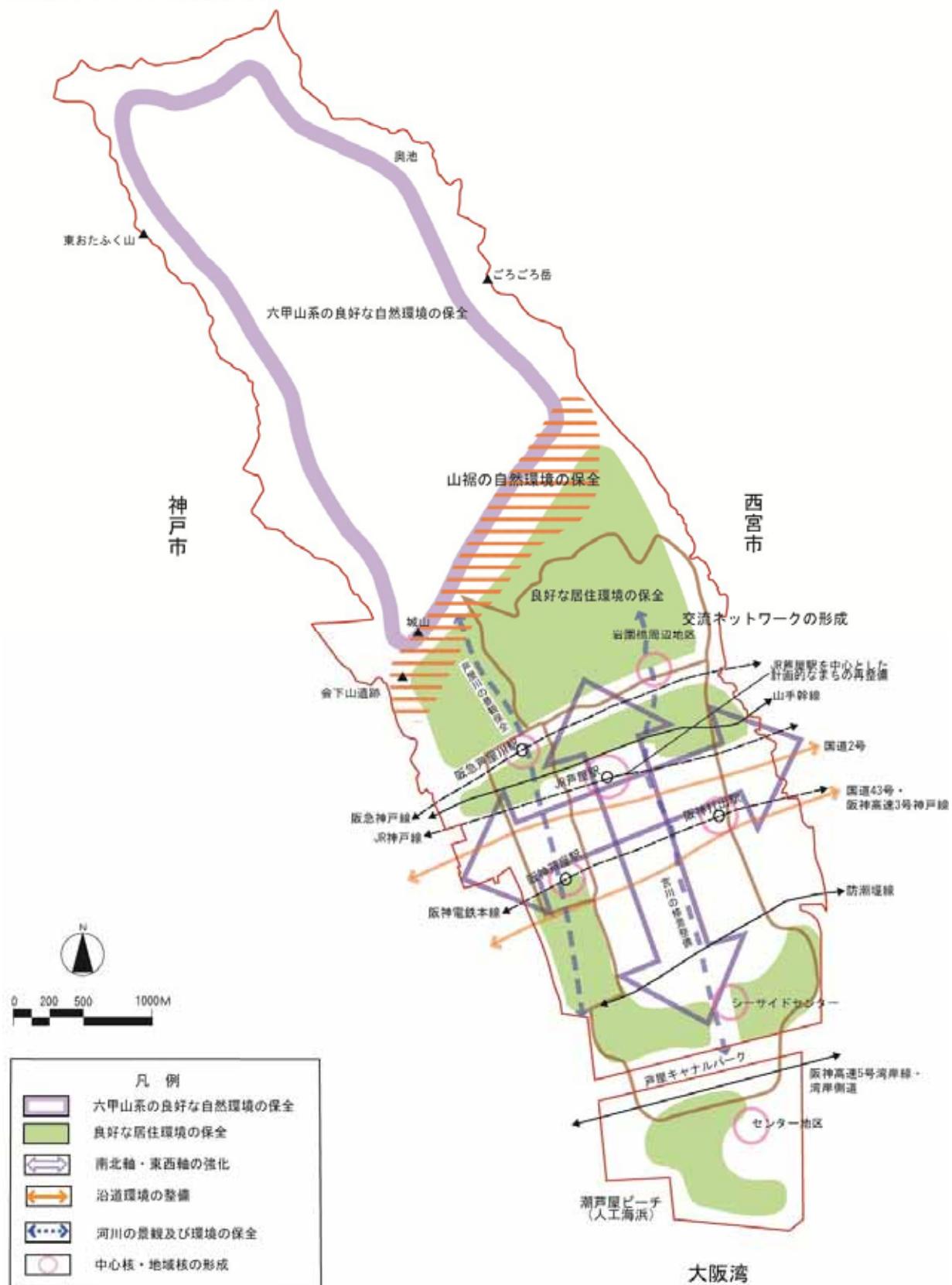


図 2-1 都市計画上の主要課題



### 3 まちづくり整備方針

#### (1) 土地利用の方針

##### 1) 市街地の区域

我が国の人囗は、近代の急激な増加期を経て平成17年（2005年）をピークに減少に転じています。本市においては、人口増加がみられるものの、開発に伴うものが主な要因となっています。したがって、今後の土地利用に当たっては、緩やかな人口増の動向を勘案しつつ、南芦屋浜地域の新市街地の開発を進め、自然環境の保全や中心市街地の活性化を図り、活気のある利便性に富んだまちづくりを目指します。また、市街地については、現在の市街化区域（面積約969ha）から拡大を図らないものとします。

##### 2) 土地利用配置方針

本市の市街化区域内では、住宅地がそのほとんどを占めていることから、低層及び中低層住宅系を中心とした適正な土地利用を図ります。

第一種低層住居専用地域に指定している阪急神戸線以北の地区、芦屋川沿いの地区及び浜地域等の地区、南芦屋浜地域において計画的に低層戸建住宅が配置される地区などは、低層戸建住宅を主体とする良好な住宅地とします。

第一種中高層住居専用地域に指定している阪急神戸線以北の地区は、中層住宅を中心とした良好な住宅地が形成された中低層住宅地として、阪急神戸線から防潮堤線までの市街地では、低層住宅と中層住宅の混在が見られるものの、低層住宅に配慮した土地利用を図る中低層住宅地として位置付けます。

浜地域の高層集合住宅群が立地する地区、南芦屋浜地域の震災復興住宅が建設されている地区及びその周辺は中高層住宅地とします。

国道2号及び国道43号の沿道地区については沿道複合型住宅地とし、JR芦屋駅周辺、浜地域の商業集積地（シーサイドセンター）、及び南芦屋浜地域のセンター地区を商業地とします。また、阪急芦屋川駅、阪神芦屋駅、阪神打出駅の周辺、JR芦屋駅の南西部、岩園橋周辺地区を身近な商業と住宅が調和する住商共存地とします。

南芦屋浜地域では、必要なものが身近にあって、歩いて暮せるように、センター地区に地域の核となる商業地や、阪神高速5号湾岸線に接する利便性を生かした生活利便施設用地、住居利便施設用地などを配置するとともに、マリーナと潮芦屋ビーチ（人工海浜）を海洋レクリエーション地として位置付けます。

##### 3) 用途別土地利用方針

###### ① 住宅系の土地利用方針

良好な住宅地の保全又は形成を図るため、地域特性に応じて性格の異なる住宅地の形成を促します。芦屋らしさのある高質な都市空間の形成に向け、地区計画※の積極的な活用と都市計画提案制度の活用を図ります。また、広域幹線である国道2号や国道43号の沿道等では、住宅系の土地利用を中心としながらも、商業系用途との複合利用を許容して日常生活の利便を図る



など、立地を生かした土地の有効利用を促します。

#### 1) 低層住宅地

低層住宅地では、条例や地区計画、建築協定※などによってミニ開発などを防止し、ゆとりある良好な住環境の保全を図ります。なお、市街化調整区域内の奥池地区についても、現在の良好な住環境を保全します。

#### 2) 中低層住宅地

既に中層住宅地として良好な住宅地が形成されている地区については、居住環境の保全を図ります。

阪急神戸線から防潮堤線までの市街地部分では、低層住宅に配慮した土地利用を進めます。

これらの地区は低層住宅を主体としながら中層住宅を認めていく住宅地を目指しますが、積極的な地区計画などの活用により高度化※を抑制し、住環境の維持向上及びマンション等の中層住宅との共存を図ります。

また、地域レベルの幹線道路沿いでは中層住宅の立地を許容するとともに一部で小規模の商業施設の立地を促し、これらによる整った沿道景観の形成を図ります。

#### 3) 中高層住宅地

既に整備されている中高層住宅地では、周辺の低層・中層住宅の住環境との保全と調和を図るとともに、南芦屋浜地域に形成される中高層住宅地区では、新市街地にふさわしい都市型居住空間の実現を図ります。また、低層戸建住宅を中心とする従来の住宅地景観と対照的ながらも、調和のとれた景観の創造を心掛けます。

#### 4) 沿道複合型住宅地

住宅系用途を中心としながらも、広域幹線道路沿道の高い利便性を生かして、商業系用途の立地について許容し、住宅都市にふさわしい沿道利用を目指します。また、国道43号沿道では、現在の住宅地としての環境の改善を図りながら、後背住宅地の環境を守るバッファゾーン※(緩衝地帯)や防災帶として機能する緑地の形成を図ります。

### ② 商業系の土地利用方針

商業系では、市の中心であるJR芦屋駅周辺地区とその他の鉄道駅周辺の既存商業集積地の活性化を図ります。

#### 1) 商業地

JR芦屋駅周辺では市の「中心核」にふさわしい広域商圏を持つ商業地を形成するため、土地の有効利用と利便性の向上を図ります。JR芦屋駅南地区は、住居系土地利用と調和を図りつつ、商業地を含めた市街地開発事業※の事業化に向け取り組みます。

また、浜地域のシーサイドセンターと、南芦屋浜地域のセンター地区は連携して地域拠点となる現在の商業集積を活性化するとともに、日常生活の利便性の向上に努めます。



## 2) 住商共存地

中低層の土地利用の中で、現在の親しみのある商業環境を生かしつつ、周囲の住宅地と調和した住・商共存の市街地空間を形成します。

## ③ その他の土地利用方針

### 1) 生活利便施設用地・住居利便施設用地

南芦屋浜地域の生活利便施設用地及び住居利便施設用地では、業務施設、医療施設及び生活利便施設等の生活関連業務施設を配置します。

### 2) 海洋レクリエーション地

海洋性レクリエーション施設や駐車場の整備、各施設のバリアフリー化等を進め、誰もが海に親しめる空間形成に努めます。また、ウォーターフロント※の特性を生かした係留施設付住宅、文化施設等と調和した新しい市街地景観の形成を図ります。

### 3) 北部地域（山地）等

市街化調整区域では、瀬戸内海国立公園六甲地域や近郊緑地保全区域等に指定された優れた自然環境の保全を図るため、引き続き開発行為を制限します。また、奥池地区の既に開発造成された住宅地では、地区計画に基づく住居系の土地利用方針の下、現在の優れた居住環境を保全します。



J R 芦屋駅前



## 土地利用方針図

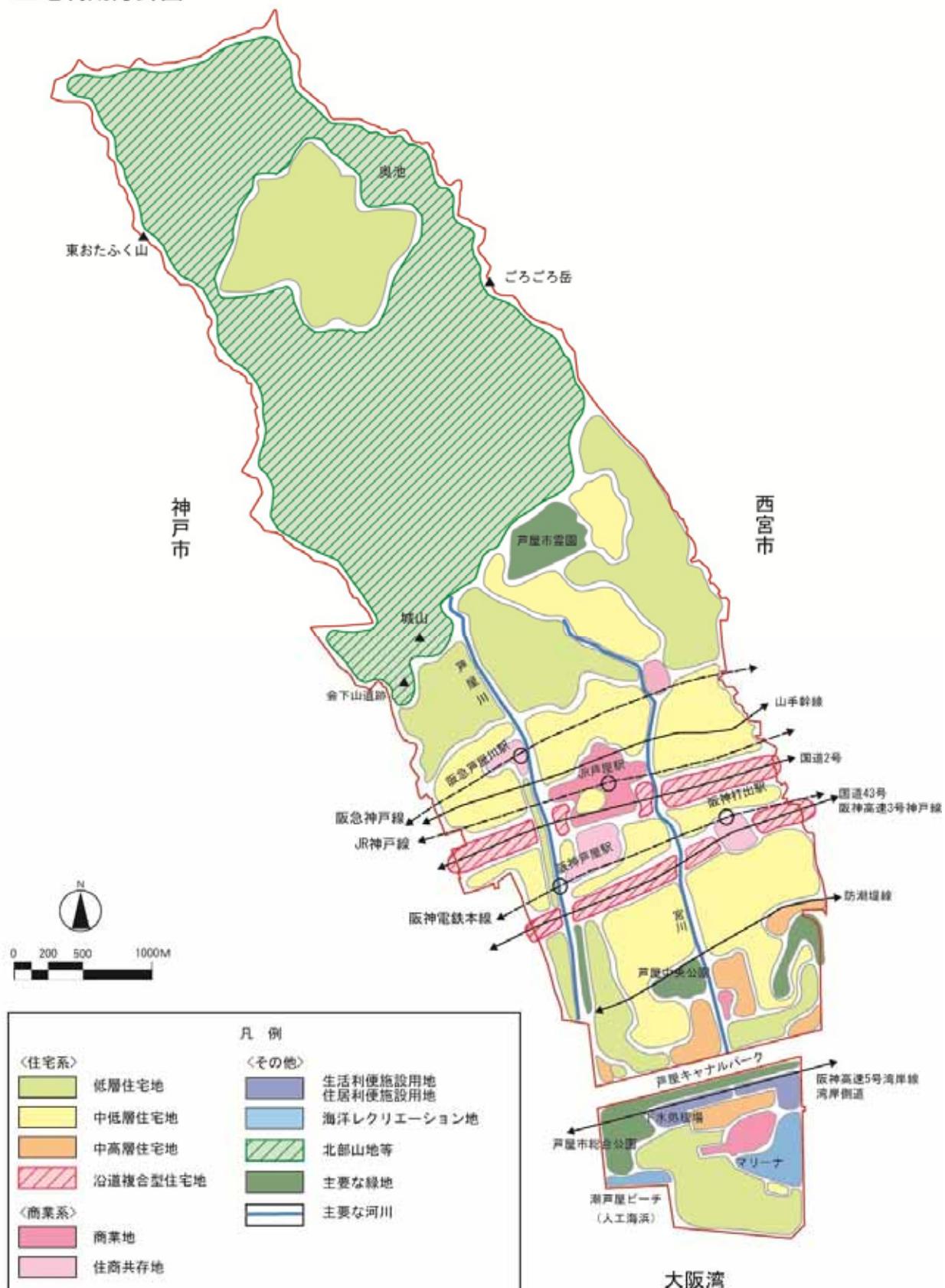


図 3-1 土地利用方針



## (2) 都市施設整備の方針

本市では、従来から都市圏人口の増大や市民ニーズに対応するために都市施設の整備を進めてきました。今後は公共交通機関の利用促進、適切な改修や維持管理による既存公共施設の有効利用、施設転換や施設間のネットワーク化等、既存ストックの一層の活用を図ります。

既存施設については、市民との協働による維持管理を進めるとともに、事業者との役割分担を明確にします。また、全ての公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みなどを踏まえた今後の公共施設の基本方針を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図るとともに、対処療法的な事後保全から計画的な修繕を行う予防保全にシフトすることによる長寿命化の推進と修繕・更新コストを平準化し、簡素で効率的な管理を図ります。

なお今後の施設整備にあたっては、都市計画道路などの都市施設、市街地開発等を効率的に整備するため、交通機能、防災機能等の様々な視点を踏まえ、都市施設等の整備に関する基本方針などを検討します。

### 1) 公共交通機関等の整備方針

#### ① 鉄道

鉄道利用を促進するために鉄道事業者の協力を得て、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法※）」などに基づき、鉄道その他関係事業者の協力を得ながら駅舎及び駅周辺のユニバーサルデザイン化を進めます。

#### ② バス

すべての人がバスを利用できるように、ノンステップバス※やCNG車（天然ガス車）等の低公害型の車両の導入支援を行うとともに、運行の改善による利便性の向上を関係機関と協議して図ります。また、バス停留所についても、シェルター※やベンチなどの設置を関係機関と協議するとともに、近隣住民の理解を得ながら、人と環境に優しい公共交通環境の形成を図ります。

#### ③ 駅前広場

JR芦屋駅南地区は駅前広場の整備を推進し、本市の南玄関の顔として、周辺の景観にも配慮しながらJR芦屋駅周辺の交通機能の充実を図ります。

### 2) 駐車場等の整備方針

#### ① 駐車場

路上駐車が増大している駅周辺については、鉄道事業者等の協力を得て計画的な駐車場対策を検討し、路上駐車の削減や自動車利用者の利便性の向上を図ります。また、関係機関と協議し、JR芦屋駅周辺などの既存の駐車施設の有効活用を図るとともに、地域住民の協力を得て違法駐車の取締りや防止のための啓発活動に取り組みます。

さらに、「芦屋市住みよいまちづくり条例」等に基づき、一定規模以上の集合住宅や商業ビルに適切な台数の駐車場の確保に努めます。



## ② 駐輪場

環境汚染や交通事故など課題が多い自動車中心の交通体系から、関係機関の協力を得ながら公共交通機関や自転車、徒歩での移動体系への移行を促進します。特に、放置自転車の多いJR芦屋駅周辺において、関係機関や事業者の協力を得ながら駐輪施設の整備を検討します。

# 3) 道路施設の整備方針

本市における自動車交通の役割分担を明確にし、交通ネットワークの形成を図ります。また、現在の道路施設に不足している緑化やユニバーサルデザイン化を進めます。

道路、橋りょうについては、定期的に点検し、修繕や架け替え等を行います。また、防護柵改修の実施などを行い、歩行者への安全対策を行います。

市民生活に關係が深い道路施設については、街路樹のアドプト事業等の導入を、市民との協働で進めます。

## ① 都市高速道路

阪神高速 3 号神戸線及び阪神高速 5 号湾岸線は、広域流通を支える交通の主軸として大型車両の通行を受け持つとともに、広域幹線道路における通過交通量の軽減を促します。

## ② 広域幹線道路

本市を横断する国道 2 号及び国道 43 号は、阪神間のみならず全国を結ぶ国土軸であることから広域幹線道路として位置付けるとともに、災害時の主要な救援・避難ルートとして位置付けます。また、国道 43 号については、市民との協働により、沿道緑地帯など住環境保全対策の促進及び維持管理や利活用を図ります。

歩行者や自転車の南北の移動が困難な場所の改善や道路横断時の交通事故を防止するため、歩行者保護の観点から安全施設整備について関係機関の協力を働き掛けます。

## ③ 地域幹線道路

山手線、山手幹線、防潮堤線などの東西路線と、芦屋山麓線、宮川線、芦屋川左岸線などの南北路線、南芦屋浜地域を結ぶ路線及び本市北部の山地部を南北に縦断する芦有道路及び県道奥山精道線は、市内交通の基幹となる地域幹線道路と位置付けます。

これらの地域幹線道路の交通ネットワークを考慮しながら市街地全域のネットワーク化を図るとともに、市民との協働により沿道の植栽やポケットパーク※等憩いの空間形成を図ります。

特に、芦屋川と宮川沿いの路線では、潤いある河川空間を生かして、歩行者が気軽に川辺の散策を楽しむことができる快適で緑豊かな道路空間の形成を図ります。

また、すべての歩行者や自転車に優しく快適な空間を提供するため、現道の状態や周辺の土地利用、歩道空間の確保や道路の緑化、歩道と自転車道の区分の明示、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画、景観に配慮したストリートファニチャー※の設置、無電柱化などを検討します。



#### ④ 地区幹線道路

地区幹線道路では、生活に密着した道路として、安全で景観に配慮したアメニティ※豊かな歩行者空間の確保に重点を置いた道路空間を目指します。

#### ⑤ 区画道路

生活に密着する区画道路については、周辺の都市計画道路の整備状況や地区内の交通ネットワーク等を検討し、地区内に不要な通過交通が発生している地区についてはそれらを排除するよう計画します。その手法として、道路の狭さくやハンプ※の設置、植樹柵の設置やコミュニティ道路化を関係機関と協議します。

また、区画道路では歩行者や自転車を優先するとともに、道路空間での地域交流の促進のため、ベンチの設置や低未利用地※を利用したまちかど広場や、「花と緑の触れ合い道路づくり」を市民との協働により進めます。

#### ⑥ 交通施設整備の際の配慮事項

道路整備や歩道整備などの実施に当たっては、地球環境保全への配慮から、透水性舗装や雨水透水管※、雨水浸透樹※を採用します。また、街路灯や防犯灯などの照明灯については、「光害対策ガイドライン」（環境省）に則し順次整備を図ります。

また、すべての歩行者や自転車に優しく快適な道路空間を提供するため、広幅員歩道の確保や道路の緑化、自転車利用環境の総合的な整備、ユニバーサルデザイン化や人の動線を最優先に考えた整備計画、景観に配慮したストリートファニチャー※の設置、案内表示や街路樹などの統一的な整備、無電柱化などに取り組みます。

なお、国道や県道などの管理者が異なる道路については、関係機関と協議して協力を求めます。

#### ⑦ 都市計画道路の事業化等に際しての配慮事項

今後の都市計画道路の整備にあたっては、将来都市構造や交通機能、防災機能、都市環境機能等に留意しつつ、駅周辺への交通アクセス向上、公共交通機関の利便性向上、全ての歩行者に優しい快適な道路空間の確保等の視点を踏まえ、優先順位を検討した上で、計画的な整備を進めます。また、未整備の都市計画道路については必要に応じて計画の見直しを検討します。

また、事業化に際しては、市民意識の把握と反映を図るとともに、関係機関と調整を図ります。



宮川線（宮川けやき通り）



将来道路交通体系図



図 3-2 将来道路交通体系



#### 4) 公園・緑地の整備方針

瀬戸内海国立公園六甲地域に属す北部地域については、良好な緑を適正に維持保全できるように関係機関と協議します。

市街地においては、条例等の策定によって緑被率の向上を図り、積極的な緑化を推進します。公園・緑地整備については、「緑の基本計画」に基づき計画的な整備を進めます。また、公共施設等の公共スペースの緑化及び民有地の緑化を積極的に推進することで、市域全体の面的緑化を図り、「芦屋庭園都市宣言」の実現に向けた取り組みを推進します。公園・緑地整備を通じて、市街地の豊かな緑環境の形成と、防災機能の向上を図るほか、市民の健康維持や子育て環境の場となるよう努めます。

道路整備の際に生じた事業関連残地については、市民の憩いや交流の場となる広場や緑地等の整備を市民との協働により進めます。

##### ① 都市計画公園・緑地

市街地を中心に河川や緑道及び街路等による既存の公園・緑地のネットワーク化を図ります。公園の整備に当たっては、「水と緑のネットワーク」や地球環境保全などを支援するため、ビオトープ※の設置や野鳥等の小動物の餌場となるような樹種の植樹等を行います。

老朽化した公園施設については、公園ごとの特性にあわせた更新を進めるとともに、ユニバーサルデザインへの対応と市民の健康維持・増進を図る施設整備を図り、誰もが安心して利用でき、市民の交流の場となるような公園づくりを進め、利用者増加のための普及に取り組みます。

##### ② その他の公園・緑地

芦屋市霊園については、市民の憩いの公園として適切な維持管理に努めます。また、修景に配慮し、老朽化した施設の改築・更新や安全対策を行うなど、市民が安心して利用ができるよう公園墓地として再整備に取り組みます。

北部地域の山地では、今後も良好な自然環境の保全を図るとともに、市域を越えて、人と豊かな自然が触れ合う広域的な「やまの緑ゾーン」としての利用環境を関係機関と協議して整えます。

条例や地区計画、風致地区、緑の保全地区における規制内容の周知徹底等により市街地の緑被率の向上を目指します。また、十分に活用されていない公園などの再生や新たな利用方法による公園の活性化に向けた検討をします。

市民がアイデアを出し合い行政と協働し公園整備や適切な維持管理、市街地内の空閑地を利用したポケットパークの設置や商業地の緑化を促します。学校・幼稚園などの公共スペースの緑化をこれまで以上に進めるとともに、芝生化の検討や民有地の緑化を積極的に促し、市民、N P O※の手による花と緑いっぱいのまちづくりを推進します。



## 5) その他都市施設の整備方針

都市活動を支える供給・処理施設等においては、業務の効率化や安全のための改善と整備を進めることはもとより、環境負荷削減にも配慮した整備、効率的運用及び有効活用を図ります。

### ① 下水道整備方針

市街地における雨水・汚水を円滑に排除し、浸水による災害の防止、生活環境の向上及び公共用水域の水質改善に資するよう、高度処理や合流区域の分流化に向けた取り組み、処理水の有効活用などを進めるとともに、下水汚泥の再利用などを広域で進めます。また、維持管理計画を策定し、計画的な増強や改修などの機能強化を検討します。

さらに、都市化により雨水流出量が増加し、下水道施設の負担増が懸念されることから、環境に優しい水循環型の都市システムを構築するため、室内の雨水浸透樹や雨水貯留施設などの採用及び普及を積極的に行います。

### ② 河川の整備方針

河川が子供たちの遊び場として、また、市民の憩いの場となるように、水が緩やかに流れ、貯水できるような多自然型親水対策や河川の維持管理について関係機関と調整を図ります。

### ③ 生活環境衛生関連

健康で文化的な都市生活や環境の向上のため、人口及び産業の動向に対応しながら、生活基盤及びコミュニティ関連施設等の維持管理や必要な施設の整備を長期的展望の下に進めます。

また、ごみの再利用や再資源化の啓発、剪定木の腐葉土化などへの転換システムを、市民の協働の下に推進します。

ごみ焼却施設及びパイプライン施設については、社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

### ④ 水道施設の整備方針

安全・安心な水を安定して供給できるよう、水道施設を施設整備計画に基づき、計画的に改築・更新を行います。特に、震災を受けた教訓とその反省から、安定給水に向け、老朽化施設等の更新を軸とした災害に強い水道施設の整備を進め、配水池等の耐震化や二層化などに取り組みます。また、その際には公共用地の立体的な有効土地利用による整備を検討します。

### ⑤ 情報通信網の構築について

情報通信網の安全性と防災性を確保するため、関係機関と協議して電線類の地中化を計画的に進めます。



### (3) 自然環境保全及び都市環境形成の方針

本市では「第3次芦屋市環境計画」に基づき、本市の優れた自然環境を恒久的に保全するとともに、住宅都市としての良好な住環境を保全・育成し、人と自然が共生しながら豊かな暮らしを営まれる快適なまちづくりを目指します。また、人と自然環境との健やかなかかわりを高め、環境に優しい生活を実現するため、ゴミの分別収集やリサイクル※、リユース※、リフューズ※、リペア※、リデュース※の5R生活を徹底し、環境を大切にする生活文化を育成します。さらに、「芦屋庭園都市宣言」に基づいて市民との協働により、花と緑いっぱいの潤いあふれる都市環境の形成を目指します。

#### 1) 自然環境の保全と活用

##### ① 優れた自然環境の恒久的保全

本市北部に広がる六甲山系に属する山地は、瀬戸内海国立公園にも指定されている優れた自然環境であることから、この地域における開発行為を引き続き抑制して豊かな緑を恒久的に保全します。

また、従来からの規制である「自然公園法」に基づく第2種特別地域、「近郊緑地保全区域※」、「特別緑地保全地区※」、「風致地区※」等の指定により優れた自然環境を保全します。

##### ② 水辺の自然環境保全

芦屋川及び宮川の両河川や、ため池、湿地など、本市の貴重な水辺環境の保全を図り、水生動植物からなる自然の生態系を育みます。特に、芦屋川や宮川については、市民との協働による維持管理や清掃活動を進めます。また、河川の自己浄化能力の向上とともに多様な生物の生息可能な護岸整備などについて、関係機関と調整を図ります。

##### ③ 人と自然が触れ合う環境づくり

北部地域の自然遊歩道については、アメニティ豊かな環境を創造します。また、誰もが楽しめる、豊かな自然を生かした憩いの場の整備を検討します。

奥池は、本市の貴重な水源地であるため、水質と緑豊かな周辺環境の保全を図ります。

市街地内の農地(生産緑地等)については、営農者の協力の下で保全を図ります。

生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民に向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全・維持に努めます。

#### 2) 都市環境の保全と形成

##### ① 住環境の保全と形成

山手地域や芦屋川沿い、芦屋浜地域の低層住宅地では、景観地区や風致地区、緑の保全地区及び建築協定や地区計画などによって現在の優れた住環境を保全するとともに、生垣や庭木などによる民有地内の緑化を促進するため、助成制度を継続して実施します。また、真夏のヒートアイランド現象※や井戸枯れ、植栽へのかん水等に対応するため、透水性舗装や雨水浸透樹等を活用して雨水の土中への浸透を促進します。

国道43号沿道では、住環境保全のため、沿道の居住環境に影響を与える大型車両や通過交通等については、TDM※施策(交通需要マネジメント)の一環として阪神高速5号湾岸線への迂回



(環境ロードプライジング※)を関係機関と連携して進めます。

住宅地域において大型車両の混入率が高く、騒音等の環境基準※を超える交通量が発生している都市計画道路については、低騒音舗装※等への更新、適切な維持管理に努めます。

## ② 屋上緑化・壁面緑化の推進

都市のヒートアイランド現象の緩和や緑被率の向上のため、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」や本市の「緑化助成制度」等の趣旨に基づき、屋上緑化や壁面緑化、駐車場敷地の緑化等を積極的に促進します。

## ③ 緑のリサイクルの推進

芦屋市総合公園で取り組まれている緑のリサイクル※活動を促進するとともに、市内空閑地等を活用した緑の循環システムへの取り組みを市民との協働の下で進めます。

## ④ 海浜環境の保全

芦屋川河口には、かつての芦屋浜の姿をほうふつさせる砂浜が存在しており、現在も市民の憩いの場となっています。また、新たに整備された芦屋キャナルパークやマリーナ※、潮芦屋ビーチ(人工海浜)等は、失われた芦屋の海辺を新しい姿で再生させており、これらの海洋性レクリエーションゾーンのネットワークの形成を進めます。

また、芦屋キャナルパークや潮芦屋ビーチなど、海辺で盛んに行われているマリンスポーツについて支援するとともに、利用者の安全性や周辺の住環境に配慮した海浜環境の保全に努めます。

## ⑤ 河川を生かした潤いある都市環境の形成

芦屋川の河川敷や護岸整備に当たっては、市民が河川と身近に触れ合えるよう沿岸道路との一体活用を図り、歩行者優先道路化や一方通行化を検討し、歩行者空間の充実を図ります。

宮川沿岸では、身近な散策空間としての利用増進を図るため、河川の親水化や沿岸の道路空間を取り込んだ親水緑地、河川沿いのポケットパーク等の整備を市民の参画と協働を得て検討します。



壁面緑化（図書館打出分室）



### 3) 都市環境に資するネットワークの形成

#### ① 水と緑のネットワークの形成

市街地の公園・緑地、河川、ため池、海岸及び植栽の豊かな幹線道路などを連携して、市民が自由に散策し、身近に自然を感じながら都市を回遊できる水と緑のネットワークの形成を検討します。まとまった緑の少ない中心市街地をネットワークで形成された網状の緑で覆うことによって、全体として潤いある都市環境の形成を促します。

水と緑のネットワークでは、緑化やせせらぎ水路の設置を進めるとともに、安全な歩行者空間の確保に努めます。また、ポケットパークやベンチ、手摺やストリートファニチャー等の設置など、快適な散策空間を創出するための施設整備を推進します。

#### ② 歴史のネットワークの形成

本市に残る貴重な遺跡、文化財や優れた歴史的建造物、古くからの風情ある街並みなど、歴史的環境を一体的に保全するために、特に重要な地区である阪神打出駅北側地区、阿保親王塚周辺、芦屋神社、阪急芦屋川駅周辺の4地区を結ぶルートを主軸として、芦屋川沿い、伊勢町「文化ゾーン」等の市内各地の歴史的資源を結ぶ歴史のネットワークを形成します。

歴史のネットワーク周辺では、市民の協力を得て、遺跡、史跡や文化財をはじめとして、本市の景観要素となっている歴史的建造物の保全策について検討するとともに、民有地の邸宅・庭園等の維持向上を検討します。建築物等の保全に当たっては、景観計画に基づき、景観重要建造物、景観重要公共施設等の指定を検討します。ネットワークとなる街路では、安全な歩行者空間と緑豊かな街路樹、街路灯やベンチなどのアメニティ施設等を整備し、歴史的環境に配慮した修景を図るとともに、市民が気軽に芦屋の歴史巡りを楽しめる都市空間づくりを進めます。

### 4) 環境問題にかかわるまちづくり方針

#### ① 地球環境保全の方針

第4次芦屋市環境保全率先実行計画に基づき、市の事業として排出する温室効果ガスの削減に取組むとともに、地球環境への負荷低減に市が率先して取組む事で、市民・事業者による自主的な取組を促進します。公共施設の運用や維持管理については、ライフサイクル二酸化炭素排出量(LCCO<sub>2</sub>)<sup>\*</sup>の削減に配慮した省資源・省エネルギーの推進を図るとともに、施設整備については、施設の長寿命化等による耐用年数の延伸とライフサイクルコスト<sup>\*</sup>の最適化を図るため、環境に優しい建材やリサイクル可能な建材の使用等の面でCO<sub>2</sub>削減を推進します。また、市民生活の場となる住宅や事業者の活動の場においても同様にエコライフを心掛けることが環境保全の要となるため、都市環境の形成に当たっては、人と環境とのかかわりに着目し、市民及び行政のパートナーシップ<sup>\*</sup>を構築し、それぞれがその責任と役割を果たすようにします。さらに、パートナーシップによって公害防止施策や環境改善施策の総合的な推進を図ります。



## ② 公害のないまちづくり

排気ガス規制の強化などの対策について、周辺自治体と協議の上、国や県に対して要望するとともに、交通事業者などに公共交通機関の充実を要請し、自動車交通量の抑制を推進します。また、幹線道路沿道の自動車による大気汚染や騒音などの公害を緩和するため、植樹帯の設置や騒音を抑制する整備等を進めます。

自動車による大気汚染などの軽減を図るため、低公害車の導入の推進を図るとともに、自動車利用者の抑制のためノーマイカーデー運動※や「マイバス・マイ電車の日」の実践やアイドリングストップ運動※などの取り組みを推進します。大気汚染等の実態を把握し有効な対策を進めため、監視測定体制を充実し、発生源に対する指導を強化します。また、有害大気汚染物質の実態把握については、県と協力して取り組みを推進します。さらに、事業所等から発生する騒音や振動を抑制するため、規制基準の遵守や騒音などの防止方法等について適切な指導を進めます。

## ③ 環境教育への取り組み

資源の有効利用や省エネルギー化を図るため、ゴミ減量化、リサイクルの推進及び電気等のエネルギーの使用量の削減を図るように啓発活動を進めます。また、市民の環境問題にかかわる意識向上と、市民一人一人が具体的に取り組める方策を紹介します。

さらに、ビオトープや自然観察などを通じて、子供たちが、自然の生態系の仕組みを学び、人と自然とのかかわり方を学べる環境整備を進めます。そして、自然環境を大切にする生活文化の育成を伝えられるようにします。



芹屋川



### 自然環境保全及び都市環境形成の方針図

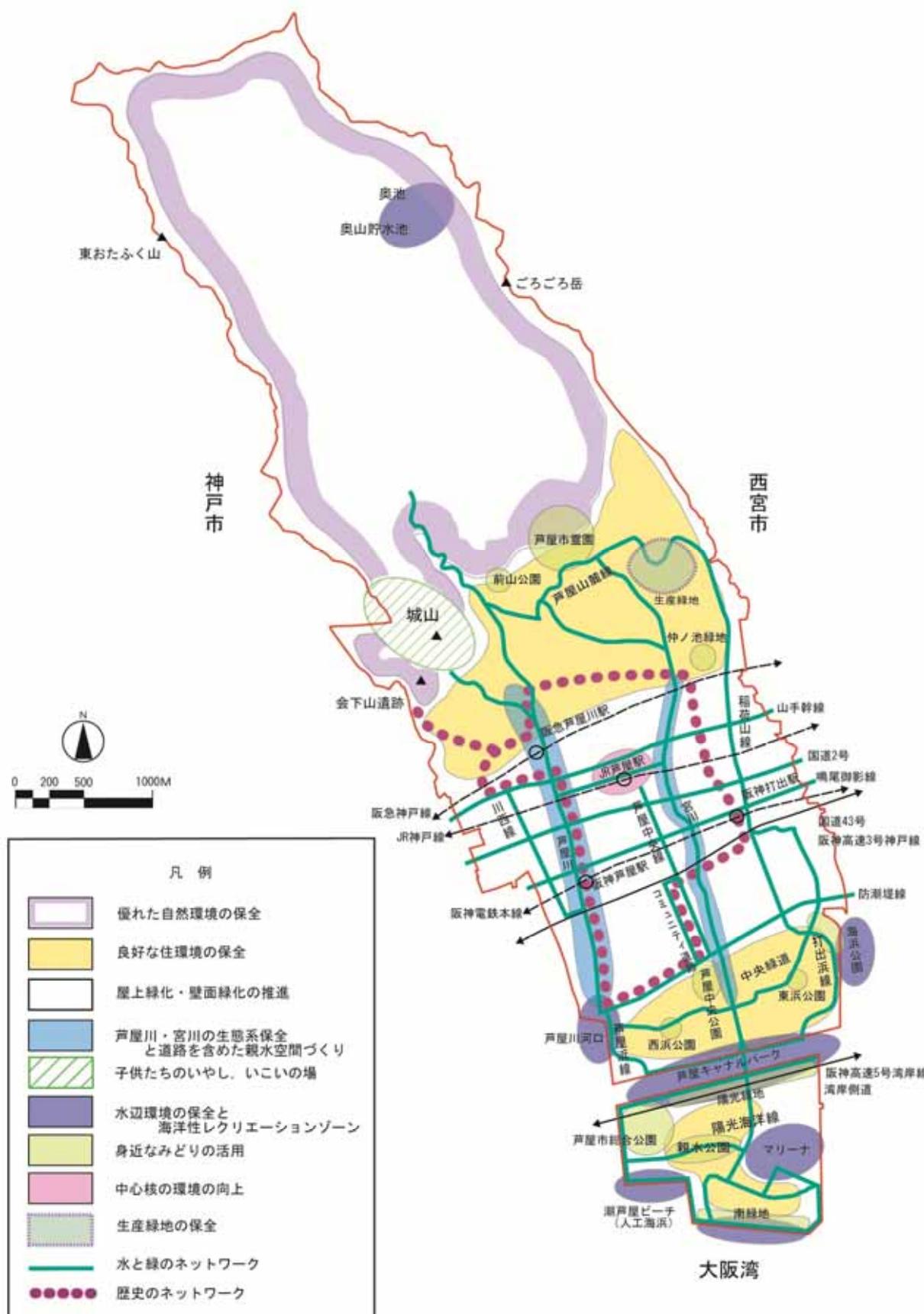


図 3-3 自然環境保全及び都市環境形成の方針



## (4) 都市景観形成の方針

本市では、美しい川と緑ゆたかな六甲山という恵まれた自然を背景に、市民の参画と協働の下、美しい住宅地の景観が形成され、これまで様々な景観誘導施策を実施してきました。さらに、これらの施策の実効性を高めるため、平成21年度には市全域を景観法に基づく「景観地区」に指定し、平成26年度の景観行政団体移行に伴い、平成27年には「景観計画」を策定し、平成28年には「屋外広告物条例」を施行しています。今後は景観に関する諸計画に基づき、良好な景観形成をさらに推進します。

また、花と緑に包まれた新しい市街地景観と、昔ながらの住宅地景観と山の緑が調和する多面的かつ有機的な都市景観の形成により、「庭園都市」の実現を目指します。

### 1) 都市景観保全の方針

本市北部の六甲山系に含まれる北部地域と、阪急神戸線以北の良好な住宅地が形成されている山手地域及び芦屋川沿いの地区は、風致地区に指定していることから、今後もそれぞれの特性に併せて良好な景観を保全します。

山地は、市街地の遠景として、芦有道路やハイキングコース沿いでは人々が身近に楽しむことができる緑として、また、奥池地区では良好な住環境を演出する緑として、開発行為の規制などによる景観保全を図ります。

なお、城山は本市の緑のランドマーク※とし、現在の緑豊かな自然環境を保全します。

山裾では、防災上不安定な急斜面地が存在するため、関係機関と協議して「六甲山系グリーンベルト整備事業※」による植林や維持管理を行い、住宅地と自然が調和する緑豊かな景観を保全します。

また、市民との協働により地区計画や建築協定、まちづくり協定によって、良好な住環境を保全します。特に、六麓荘は本市を代表する優れた住宅地であることから、現在の住環境を永続的に保全します。

このほか、まちの景観要素となっている和館、洋館を有する邸宅街、樹林地・緑地・史跡・文化財、社寺林等については、市民の協力を得ながら景観重要建造物等の指定や緑の保全地区※の指定を図りつつ、適切な保全・活用に取り組みます。また、芦屋川沿いなど特徴ある景観の保全・育成が求められている地区については、景観地区における基準の適用や無電柱化の整備など、地域固有の景観の保全・向上を強化します。

国道43号以南の芦屋川沿いとその東西の住宅地は、山手地域とともに古くから開発された良好な低層戸建住宅地であり、今後も歴史と風格を感じさせる景観の保全に努めます。防潮堤線沿いや海に面する南緑地等では、市民との協働によりクロマツによる芦屋らしい独特の趣ある都市景観の保全を図ります。

### 2) 都市景観形成の方針

芦屋らしいゆとりと風格のある都市景観の形成に向けて、景観法に基づく景観計画及び市独自の屋外広告物条例の周知を図り、また、建築協定や地区計画、まちづくり協定などの制度を活用しつつ、市民との協働による景観形成の取り組みを進めます。市街地では、主要な街路沿いの美しい街並みを形成するため、沿道建物についてはスカイライン※、外観、色彩等を規制し、



通り沿いの緑化を義務付けるなど、統一感のある街並みの形成を図ります。

公共施設及び公益施設については、緑とゆとりある空間の確保を図るとともに、周辺環境との調和に配慮した、親しみやすく美しい建物デザインを目指し、市民が誇れる地域景観のシンボルとしての充実に努めます。堤防や橋梁等の構造物については、関係機関と協議して、周辺景観に配慮したデザインに努めます。

屋外広告物については、平成28年7月に施行した芦屋市屋外広告物条例に基づき、周辺の景観に配慮した屋外広告物の規制誘導を進めます。個々の広告物における大きさや色彩の規制を厳格化し、芦屋の街並みにふさわしい広告景観の形成を図ります。

「緑の基本計画」に基づき、市街地内の緑被率の向上や公園緑地の整備を進めるとともに、市民との協働により「庭園都市アクションプログラム※」に沿って緑化施策を推進し、緑豊かな美しい都市景観の創出を図ります。また、緑化重点地区や緑化推進地区※等の地区指定の検討や生垣や植栽など民有地内の緑化を促進し、緑あふれる住宅地景観を誘導します。また、景観重要樹木指定の検討や「緑ゆたかなまちづくり条例※」で指定された保護樹等の保全・育成を図ります。

JR芦屋駅周辺では、中心商業地にふさわしいにぎわいのある都市景観の形成を図るため、駅施設や周辺街路等の修景を促進します。また、JR芦屋駅と阪神芦屋駅を結ぶ市街地及びその周辺では、人々がまちを回遊できる商業空間のさらなる活性化を図るため、地区の市民が中心となって、景観的に魅力ある商業空間を創出します。芦屋中央線のシンボルロードとしての整備、宮川の河川空間を生かした街路景観の創出などを推進し、本市の中心地にふさわしい景観形成を図ります。

国道43号沿いについては、景観の改善を目指して関係機関と協議します。

浜地域の高層住宅群を都会的な都市景観を表すランドマーク的な存在ととらえ、将来改修が行われる際には、市民との協働による建築デザインのコントロール※が図られるよう関係者の協力を呼び掛けます。

景観形成地区に指定している南芦屋浜地域では、良好な住宅地と商業、業務・研究などの機能が調和したまちづくりを推進します。また、海と緑と水辺に包まれた魅力ある新市街地の形成を推進します。

芦屋市の最も重要な景観を有する地域の一つである芦屋川沿岸については、引き続き芦屋川特別景観地区における基準を運用することにより、個性と風格のある美しい景観を守り、優れた景観の創出を図ります。また、芦屋川を景観計画に基づく景観重要公共施設として位置付け、適正な維持管理と整備を行うよう誘導します。

### 3) 統一感のある街並みの形成

統一感のある美しい街並みの形成に向けて、景観計画で規定した地域別景観特性に沿った指導を行います。特に、公共空間のゆとり、宅地の規模や建築物のデザインについての規制・誘導により、芦屋らしさがあふれる街並み形成を目指します。

#### ① やまとゾーン

国立公園区域を含む恵まれた自然環境と起伏に富む自然の地形を生かし、ゆとりある区画に



水と緑を取り込んだスケール感のある住宅地景観の形成を目指します。

建築物等については、高さ、色彩等周辺との調和に配慮した建築を誘導するとともに、日常の市民生活の中で維持管理されてきた周辺の自然環境の保全を図り、周辺環境と調和した統一感のある街並みの形成を図ります。

## ② まちのゾーン

歴史ある街並み景観と既存の良好な市街地景観の保全を図るとともに、水と緑のネットワークとの一体的景観を形成する品位、風格及び統一感のある街並みの形成を目指します。

また、芦屋の地域資産である文化の薫り高いアメニティ豊かな都市空間の維持・向上を図り、市民がまちを楽しめる活気あふれる景観整備を市民との協働で進めます。

## ③ 海のゾーン

市街地と海辺景観とのつながりを高め、青い海が感じられるまちとして相互回遊性の高い街並み形成を目指します。南芦屋浜地域においては、統一感のある街並みを形成するため、景観形成方針に沿った建築物の色彩・デザイン・素材等による景観形成を図ります。



緑豊かな外構



さくら参道



## 都市景観形成の方針図



図 3-4 都市景観形成の方針



## (5) 市街地及び住宅地整備の方針

国際文化住宅都市としてのまちづくりをより一層推進するため、地域の特性に応じて適正な規制・誘導を図り、本市の優れた住環境を保全します。

市民の主体性と行政とのパートナーシップによって、自然環境やすべての人に優しい快適な住環境を形成します。

### 1) 市街地の整備及び保全の方針

#### ① 市街地の拡大抑制

市街地を囲む緑豊かな自然環境を保全するため、市街地の拡大を抑制します。併せて、中心市街地や「地域核」の機能集積を目指し、活気ある魅力的なまちの形成を図ります。

#### ② 良好な住宅地の保全

本市では地域特性に応じた良好な住環境を形成するため、地区計画の積極的な活用を進めており、現在 22 地区が都市計画決定しています。

現在建築協定の締結や地区計画が決定されている芦屋浜等の地区では、今後も、良好な住宅地としての保全を図ります。その他の地区では低層住宅地の保全や地区の緑化を図るために、周知や支援に取り組み、市民との協働により、地区計画やまちづくり協定等地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を促進します。

#### ③ 良好な住宅地への規制・誘導

既成市街地では、良好な住宅地の形成を目指し、「芦屋市住みよいまちづくり条例※」等に基づいて、建築物等の規制・誘導、宅地の細分化防止を図ります。また、低層住宅地において地区計画制度の活用を図り、マンションや商業施設等と共に存する良好な住環境を維持・形成するとともに、地区に潤いと安らぎを持たせるために、公益施設等の公共スペース、民有地の緑化を積極的に進めます。

#### ④ 都市景観形成のための規制・誘導

建築物の建設、更新及び改修時においては、景観地区の基準や景観計画及び景観形成ガイドラインに基づく建築物意匠等の規制・誘導を行い、周辺環境と調和した良好な街並み形成を図ります。

#### ⑤ 新市街地の整備

南芦屋浜地域の市街地整備に当たっては、街全体のユニバーサルデザイン化を図るとともに、安全、安心で魅力あるまちづくりを進めます。また、優れた都市空間を形成するとともに、民間活力を導入して、海と緑と水辺に包まれた優れた居住環境の形成を図ります。

#### ⑥ 市街地開発事業の検討

J R 芦屋駅南地区については、本市の玄関口としてふさわしい、住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進するため、J R 芦屋駅南地区まちづくり計画の事業化に向け取組みます。



## 2) 住宅の整備方針

多様な世代やニーズに応じた住宅の供給ができるように、住宅設計におけるユニバーサルデザイン化を推奨し、すべての市民が、安心して長く住み続けられる居住環境の形成を目指します。また、子育てや、高齢者及び障がいのある人の日常的な生活支援が安心してできるように、コミュニティの活性化を図ります。

公営住宅の整備や維持管理については、効率的な運営を図ります。

また、人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、今後増加が懸念される空き家については、現状や問題点を把握し、今後の取り組みを検討する必要があります。

### ① 公営住宅の適正な維持管理

「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、安心・安全で良質な住宅ストックを長期にわたって確保するとともに、良好な居住環境形成を総合的に推進するため、計画的な住宅整備や適切な維持管理を行っていきます。また、市営住宅大規模集約事業において、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに寄与し、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設します。

### ② その他住宅の整備・改修等

市街地における住宅の修繕、改築及び建て替えにおいては、周辺環境との調和を考慮したデザインとすることやユニバーサルデザインへの対応として、バリアフリー改造助成の周知、啓発を行うなど、住宅の質の向上に向けた整備及び更新を促します。

また、良質な既存住宅ストック形成を図るため、中古住宅の流通促進や空き家活用等にも対応した住宅相談の充実を検討していきます。高経年マンションにおいては、改修や建替えを検討していく管理組合などと関わりを深めていくことで、良好な住宅ストックの維持への誘導を図ります。



宮川



## 市街地及び住宅地整備の方針図

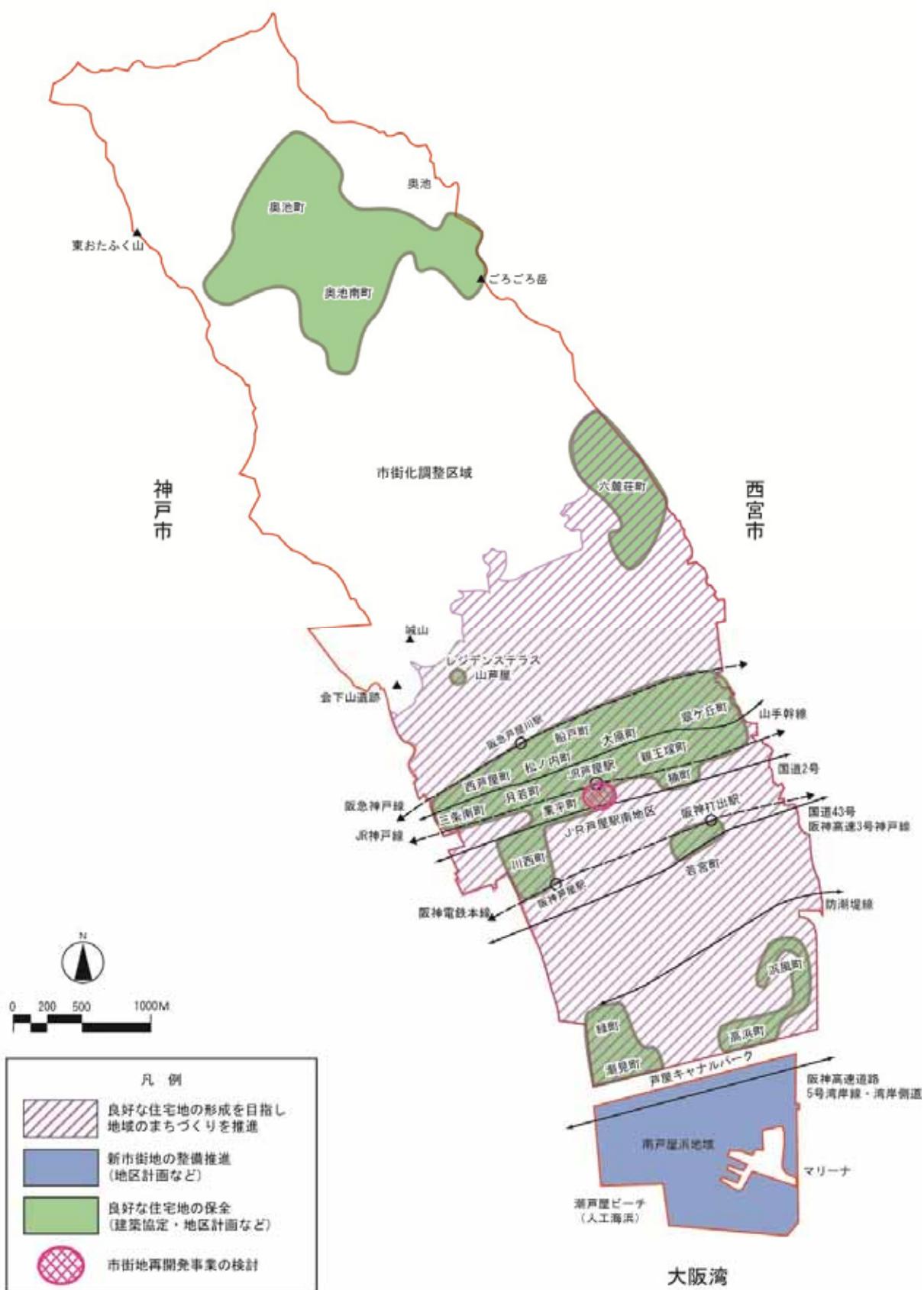


図 3-5 市街地及び住宅地整備の方針



## (6) 都市防災の方針

阪神・淡路大震災は、本市においても甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災では、東北地方を中心に想定外と言われた地震と津波により甚大な被害が発生しています。さらに、台風や大雨による風水害や土砂災害による被害も発生しています。

これらの教訓を踏まえ、災害時の被害を最小化する「減災」を図るため、都市の防災構造の強化、災害防止施設やライフライン施設、交通施設の整備拡充を図り、災害に備え、災害に強いまちづくりを進めます。

### 1) 防災系緑地の配置

#### ① 山地の防災対策

本市北部の山地はほぼ全域が砂防指定区域及び保安林※に指定されていることから、防災系緑地として保全を図ります。また、芦屋川上流や芦有道路沿道、奥池地区周辺において治山、砂防対策を講じるように関係機関と協議して進めます。加えて、山裾での土砂災害の発生及び住宅の被害を未然に防止するために、「六甲山系グリーンベルト整備事業」等による植林や維持管理等、安全対策の強化について関係機関と協議して進めます。

#### ② 公園・緑地の整備

市街地において緊急時の避難場所となるオープンスペースの確保と火災時の延焼防止のため、近隣公園、街区公園及び沿道緑地の整備を検討します。

#### ③ 防災緑地軸の形成

防災的機能を有する都市基幹公園や緑道が有機的に連続し、災害時に安全な避難行動が取れるよう、芦屋川及び宮川沿いの街路や広域避難場所間の街路をつないで、防災緑地軸を形成します。また、災害時の飲料用、防火用の耐震性貯水槽、防災倉庫等の周知を図ります。

### 2) 防災活動基盤の形成

#### ① 防災路線の整備

山手幹線、国道2号、国道43号、阪神高速3号神戸線及び阪神高速5号湾岸線は、災害時においては救援物資の輸送などに重要な役割を果たす防災重要路線として、道路の緑化や電線類の地中化等の必要な防災機能の充実を関係機関と協議します。

また、芦屋山麓線、稻荷山線、芦屋浜線及び打出浜線などの路線についても同様に防災重要路線として位置付け、円滑な物資の輸送や避難行動を行うことができるよう、災害に強い基盤整備を検討します。

格子状の道路網を形成する補助幹線道路については、防災路線として、安全な道路空間の確保と防災拠点への安全な避難ルートの確保を検討します。



## ② 防災活動拠点の機能充実

地域防災計画において指定された集会所単位を地区防災拠点として、また小学校区単位を地域防災拠点として位置づけ、突発的な災害に対応できるように機能充実を図ります。

市役所及び消防署では災害時に災害対策本部が設置され、市内の防災活動の中心となることから、防災行政無線の活用等防災情報ネットワークの整備等により、常に最新の情報を得て、防災活動を行うとともに、災害時には迅速に活動できるように防災中枢拠点として位置付けます。

市立芦屋病院は災害時の救援救護活動の中心となることから、救援救護拠点として位置付けます。また、南芦屋浜地域のマリーナの東側には、大型船舶の停泊に対応できる耐震護岸を整備しています。関係機関との協力のもと、海からの物資輸送に対応できるようこの一部を救援物資集積拠点として位置付け、管理体制の構築を図ります。

## ③ 災害に強いまちづくりの推進

災害に対する避難対策を充実させるため、市街地内に不足する公園などのオープンスペースの確保に努めるとともに、災害に強いライフラインを充実させるため、電線類の地中化に努めます。建築物については、「芦屋市耐震改修促進計画」に基づき公共・公益施設等の耐震性の向上を図るとともに、民間の住宅にあっては、耐震診断及び耐震改修を促します。

加えて、災害に迅速に対応するために、地域の防災ボランティアや防災コミュニティ組織へ支援を行い、市民の自主的な防災活動を促進します。

また、災害時の避難路・避難場所等に関する防災マップの充実を図り、迅速で安全な避難活動のために必要な情報を周知します。

東南海・南海地震の防災対策については、関係機関と連携して検討を進め、関連情報を市民に積極的に提供します。

「兵庫県強靭化計画」を踏まえて策定する「芦屋市国土強靭化地域計画」により、本市の脆弱性などの調査、検討を重ねながら防災・減災力の向上に計画的に取り組みます。



芦屋川右岸線（芦屋川松風通り）



## 都市防災の方針図



図 3-6 都市防災の方針



## (7) 福祉のまちづくり方針

坂道の多い地形的特性や東西交通軸の集中による地域の断絶をソフト・ハードの両面から克服し、すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりを実現します。

### 1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

すべての人が快適に生活し、まちを楽しむことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるため、公共・公益施設をはじめ、あらゆる都市空間のユニバーサルデザイン化を目指します。

特に、今後整備・改修が予定される基盤施設や公共建築物等については、「ユニバーサルデザイン政策大綱」、「バリアフリー法」、兵庫県の「福祉のまちづくり条例※」に基づき、ユニバーサルデザイン化を進めます。既存施設の建替えや大規模改修時には、関係団体等からのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を促進します。また、市街地整備が進む南芦屋浜地域をユニバーサルデザインのまちとして位置付け、歩行空間、公共・公益施設及び住宅等のユニバーサルデザイン化を進めます。

なお、各種施設の整備に当たっては、だれもが利用しやすいよう、官民間わずユニバーサルデザインの普及・啓発を実施していきます。

### 2) 子供たちが楽しめるまちづくり

子供たちが安心して遊べる自然環境づくりを、河川・山林・公園・ポケットパークなどの整備・改修時に併せて、市民との協働により検討します。

### 3) レクリエーションの場の整備

すべての人が海・山・水辺のレクリエーションを楽しめるように、レクリエーションの場での「スロープの設置」、「手摺やベンチの設置」、「回遊できる園路の設置」など、それぞれの場の特徴に適した創意工夫を行った施設整備を検討します。



保健福祉センター



## 福祉のまちづくり方針図

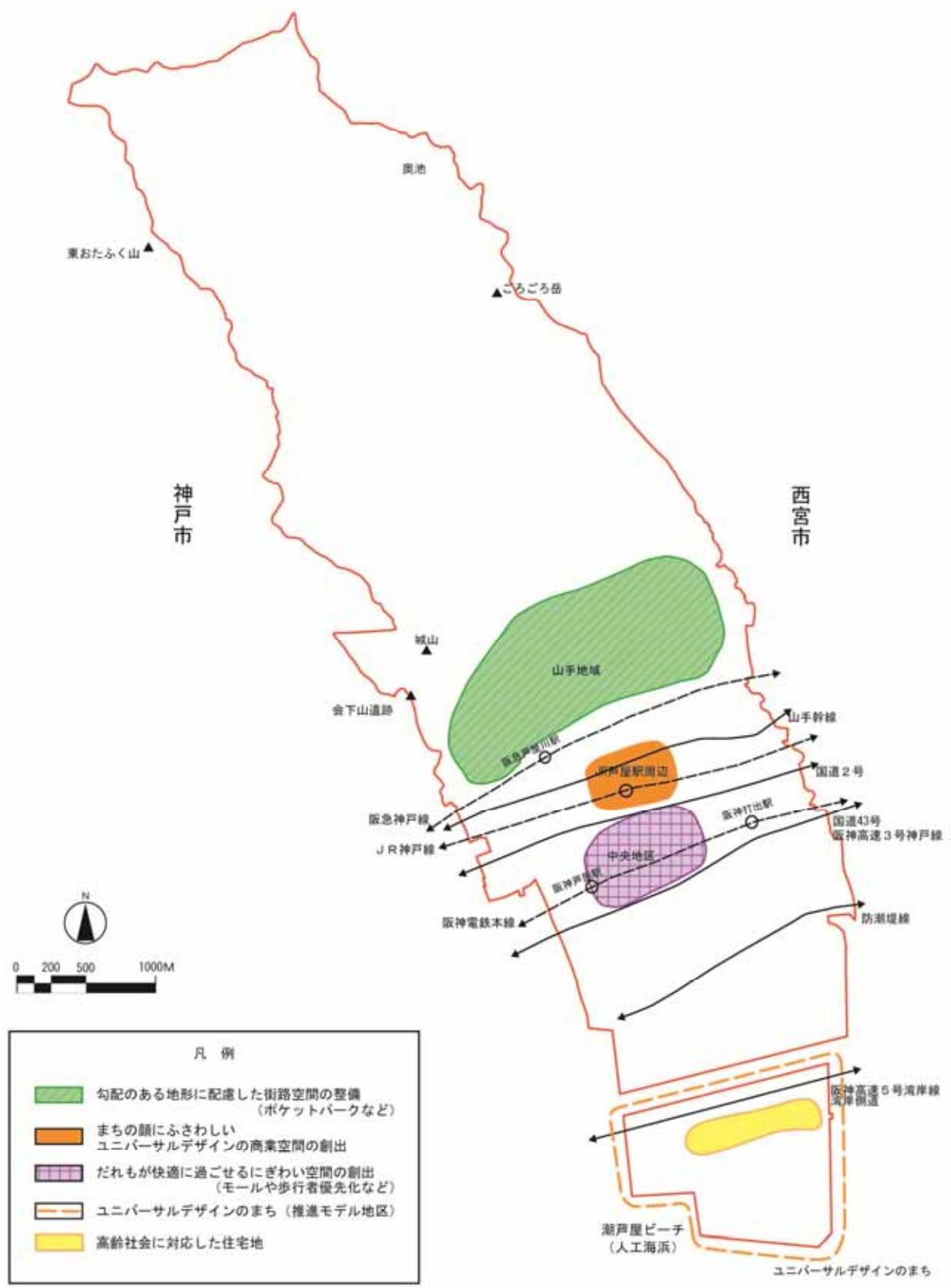


図 3-7 福祉のまちづくり方針



## (8) 市民と行政による参画と協働のまちづくり

### 1) 市民と描くまちづくり

#### ① 市民と描くまちの設計

本市のまちづくりは、芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例に基づき、市民とともに将来像を検討し、方針を定めます。社会・経済状況の大きく変動する中、市民の価値観も多様化し、まちづくりへのニーズも多様化しているため、望ましい将来像については、十分な共通理解と合意形成を図ります。そのため、行政からの積極的かつ分かりやすい情報開示を推進するとともに、委員会等への市民参画を促進します。

#### ② まちづくりへの参画と協働

都市計画の提案制度、地区計画、建築協定、土地利用に関する条例やまちづくり協定などの各種事業の計画から実施に当たっては、「ワークショップ※の開催」、「アンケート」、「市民参加によるまちあるき等の実態調査(街並みウォッチング)」、「市民との懇談会」、「パブリック・コメント」等への市民の積極的な参画を図ります。また、企業、大学などをはじめ民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。

#### ③ まちづくり活動への支援

まちづくりへの市民参画を促進するため、市民が主体となるまちづくり活動等に対して情報提供並びに専門家・アドバイザーの派遣等の支援を行います。さらに、個人やグループによる政策形成、事業検討に対する参画・提案等の活動を支援し、反映を図ります。

また、まちづくりに関する知識の普及とスキルアップを図るため、まちづくりの講習会や出前講座、政策研究会等を実施し、それらを通して、市民まちづくりアドバイザーの養成等の人材育成を検討します。

### 2) 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

まちづくりに当たっては、既に整備された都市基盤や都市施設の維持管理や活用の充実を図ることを第一の方針とします。また、その維持管理については、市民と行政の役割分担を検討します。

#### ① 道路・公園等の維持管理

身近な道路の街路樹や地域の公園・河川等において、市民の自主的な維持管理を目指します。そのため、ゴミ監視の組織化や清掃活動への積極的な参加を促すとともに、アドプト事業※等による計画的な活動推進を検討します。

#### ② 花いっぱいのまちづくり

「芦屋庭園都市宣言※」の実現のために、道路、公園、公共公益施設など生活に密着した既存施設を活用し、香り・色などテーマに応じた植栽による芦屋らしさの演出や花のあるポケットパーク整備による憩い空間の創出等、きめの細かい対応を進めます。花いっぱいのまちづくりには市民の自主的な活動の積み重ねが不可欠であり、オープンガーデンの参加者、緑化等の活動団体を増やす取組みや、積極的な情報提供と活動環境の整備を行います。



### ③ NPOによる美化

近年、NPOやボランティア活動などが活発化し、本市においても、NPOの認可を受ける団体が増えています。これらの活動は、まちづくりにおいても大きな役割を果たしていくと期待されるため、まちの緑化・美化活動においてもNPO等の活動促進を図るとともに、安定的、継続的に進められるよう支援します。

### ④ 市民「花と緑」の美化リーダーの養成

「芦屋庭園都市宣言」を多様な主体が協力して進めていくためには、市民のまちづくりに対する意識をより高めるとともに、主体的に取り組む方法を身に付けることが必要となります。このため、まちづくりに関する情報を積極的に提供することで、意識の啓発を行い、次代のまちづくりを担う美化リーダーの育成を行うよう検討します。

## 3) 説明責任(アカウンタビリティ)の向上

都市基盤整備やまちづくりは、本来、人々の生活と自然との関連、社会资本と地域文化との関係まで視野に入れた深みのあるコミュニケーションを通じて、市民と行政との信頼関係の下で推進すべきものです。

市民と行政が地域の現状と課題を共有し、まちづくりを着実に進めるため、まちづくりに関する情報を適時に適切な方法でわかりやすく発信します。

## 4) 行財政を踏まえた整備

### ① 効果、効率を重視した整備

震災関連事業による多大な支出を余儀なくされた本市では、財政健全化に取り組んだ結果、市債残高はピーク時の半分以下の水準まで減少させることができました。しかしながら、未だ全国的な水準から見ても厳しい財政状況にあることは変わりなく、引き続き慎重な財政運営を行っていく必要があります。

公共施設整備に当たっては、今後の人口減少や少子高齢化などの社会環境の変化を踏まえ、景観・意匠面に配慮しながらコスト縮減を図り、より大きな効果をもたらす取り組みを迅速に実施することが大切です。

### ② 広域行政での連携

本市においては、これまで7市1町からなる阪神広域行政圏の中で、地域の共通課題解決に向けた事業の共同化を図るため、施設の整備や広域利用をはじめとした広域事業を展開するなど、多くの成果を挙げてきました。今後は、効果的かつ効率的な行財政運営の視点から他市町と連携し、市民サービスの向上に努めます。